

明治廿七年二月廿六日第四種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 5. MAY 1908.

VOL. XXI.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治四十一年

五月二十日發行

第貳拾壹卷

第五號

監獄協會發行

第貳拾壹卷第五號目次

○論 說……………(一頁)	○排慈善主義と法の活用……………上州 井上 暢光	○明治四十一年二月末日現在囚人の年齢及犯數表……………(四六頁)
○監獄法私見……………静岡監獄 玉木爲三郎	○改正監獄法に於ける勞役者の規定に就て……………室谷儀兵衛	○明治三十九年出獄人保護成績……………(四九頁)
○監獄法に對する所見及希望……………齋藤 弘	○改正監獄法に對する所感……………(一六頁)	○雜 俎……………(四九頁)
○講 演……………(一六頁)	○遇囚上の二大思想……………河野 純孝	○控院院長檢事長會議に於ける千家司法大臣の演說要領……………
○寄 書……………(二六頁)	○送聘小河法學博士清國法部顧問赴任文……………耕 道 生	○感化院の設立方針……………
○救護事業……………(二八頁)	○大阪の感化事業……………田中院長の談	○清韓兩國の法制事業……………
○大阪の感化事業……………田中院長の談	○明治四十年茨城縣保護會事業……………會長永田直之丞の報告	○救世軍の新事業……………
○讚岐保護院規則の改廢……………(三四頁)	○統計……………(三四頁)	○在監人の撮影……………
○明治四十一年二月末日現在囚人員表……………	○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○瑞典及丁抹の救貧事業……………
○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○教務講習會の終了……………
○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○國家醫學講習會の開始期……………
○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○韓國の監獄……………
○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○臺灣監獄作業の進歩……………
○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○叙任辭令……………(六一頁)
○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○監獄協會記事……………(六三頁)
○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○明治四十一年二月末日現在囚人名表……………	○地方通信……………(六四頁)

監獄協會雜誌第貳拾壹卷第五號

論 說

排慈善主義と法の活用

上

上州 井上 暢光

慈善主義てうものが、看板丈で濟むものなら今日程慈善事業の盛なる時代はない位であらう、冤囚保護場も少くない、孤兒院も十分である、育嬰の教育も不足でない、救療院も相當に設置されてある、然るに其割合に實蹟が擧つて居らぬ、而して未だ施設の数が不足であるとの嘆聲が所々に起るは何故である乎、ソレは勿論時勢の急潮にうたれて落さに七顛八倒するものが、時々刻々に多きを加ふるが爲であらう、けれども一概に社會の狀勢を云々して自己の立場を辯護する、慈善家ならば、恐らくは此人の慈善なるものに對する、根本觀念が、單に不明瞭といふよりは寧ろ誤謬に陥つて居るのではないからふかと思ふ、此種の慈善家は先づ其聲を大にし、喇叭を吹く、太鼓を叩く、名家に執入る、基本金をつくる、俳優に媚びて演藝會を開く、世間の同情を求める、同情の表明を肩書と金錢の多寡に依り決する、慈善の名によりて同情を強制する、而して急て其外形を整へる之れ等は其根本觀念に依り慈善事業なるものを、道德上特別の位置にあるものと誤認して居る結果であると思ふ、なる程何事になすにも共同の力に依らねば、出來得るものでない、天下の憂患は天下と共に議せねばならぬは、萬々の道理ではあるが、大學の所謂治國の要は一身の明德を明らかにするといふ事が古くて新しいお月

様の如き、大真理でありとすれば先づ其心情に顧みて着實に事をせねばなるまい、實に此等の事業は、救世の本願火の如く燃えねば、手を出すべき事ではあるまい、一體慈善とは何である乎、單に食はせる事乎、吞ます事乎、衣せる事乎、喋べつて聞かせる事乎、慈善家とは、與ふる、恵む、てう位置にたちて之等の事をなすものである乎、否々、若し慈善の精神が同胞の苦患に對する同情心の發展であり、且「我れ無量劫に於て、大施主と爲て、普く諸ろくの貧窮を救はずんば、誓て正覺を成せず、てう、如來絶大の衿哀心を、兄弟間に翻譯せるものとすれば、恵む、與ふ、てう瞰視の丘より降りて、受けて殖つてう、眞實と謙遜に任せねばならぬ事と思ふ、而して食はせ衣せると同時に教え育てねばならぬ、喋口べる説くと同時に、身に行ひ事に施さねばならぬ、斯く考え來りて太鼓、喇叭主義が慈善なる空名を流布し或は之が爲に成效せし事が、世間幾何の子か、此の爲に一生涯を害されしかを思ふて、痛涙を吞まざるを得ぬ次第である、慈善家てう語は、受くる者もしくは局外者よりは讚辭として言ふを得べきも、其本人に於ては謹んで口にすべき語ではない、况んや已に官設の幼年監すら今日は保護學校と稱する以上は、私設の事業に於ては、公然救済とか保護とか慈善とかいふ看板を取はづして置くがよからふと思ふ、まことに我等が如何に藻掻て慈善主義を振舞せばとて、無邊無窮に洪大なる如來の大慈悲心、神の大愛心に對して誇り得べき何物を有するであらうや、已に此點に自省し謙下すべきを知る以上は、有漏相對界裡に於て與ふる、恵むてう、傲慢なる態度を避け背に汗すべき程の慚愧を以て慈善的下向の文字を冠する看板を一日も早く改むるが至當であらう、乍併、乞ふ誤解せざらむ事を茲に謙下するといふ事は、如來の大悲心を仰ての事である、更に語を切にして言へば、如來の大慈悲界に没入し、投托し、信順した以上は進んで如來の威神力を氣加し、極爛たる光明を被りて世に立つに及ては、如來の代官たる權威と使命とを帯びて事を處するのであるから、惡に對し魔に會ひて、少しも退讓すべきでない、名聞の慾を、金品の内に潜めて、訪ふものを警戒改

掖せしむると同時に、利養汚穢の動機より來り窺ふものをも引導靈化せねばならぬ、親鸞上人の非行、非善無義の義を體得し非慈善的慈善に住して、道の尊嚴を顯揚せねばならぬ。昔し圓覺寺の誠拙和尚が白木屋主人が辛苦になれる寄贈金に對して「ア、左様か」といひ其不満を洩せるを聞いて「貴様が功德を積むにオレが禮をする法があるか」と雷喝して其有漏金と同時に主人の心魂を無漏的淨化したるが如き「萬兩の黄金と又消了す」見地にたち、貧者の一燈に對し同情ある鐺錢半片に對しても拜跪の禮を盡す、かゝる心床しき、慈善家が現今幾人あるであらうか、要するに如何に事業は大であり、經營は盛であつても、其中心不可見の一物が汚れて居るならば道より見て半文の價値なきと同時に其成績が見るに足らぬ程の小經營であつても、道により進上せるものは、如來に於て最大とするものである、如來の大經綸に參するてう光榮を擔ふものである、量よりは質が大事である、眞の慈善は眞の行道であるから其感化は無礙性を帯びて、經營事外に流行して社會的感化事業と目の明いた人に見ゆるのである

下

何事をなすにも、規則は大切である、規則の大切なのは、事業の大切であるからである、事業の大切なるは道の大切なるが故である、されば何事をなすにも、道は根本である、事業は枝であつて規則は葉である、然るに一葉の規則を固執して枝を曲げ根を枯して却て規則そのもの、光澤を喪失する庭師があるとするれば、何と悲むべき事であらう、所謂法の活用は公私其人に存するのであるから、法規の執行者、保護者、誘導者にありては、法に超越する事はあつても、規に拘泥してはならぬと思ふ、別房留置が多いからとて不面目でもなければ、慈、惠金の支出が少いからとて、法螺にはならぬと思ふ、は土臺囚人の心情及事情に適應すべくたてられたもので、あらうから眞實彼等の將來に留意し同情し施行すべきであつて、同僚間の是非の評や、統計上の數の如何に焦心するには、及ぶまいと思ふ、

模範自治村として有名なる、稻取村の救護社の社則に、社金を貸すに、「人の實直を以て抵當とする」とあつた相だ、然るに三十五年縣廳より此救護者を、法人團體とせねばならぬと、度々の催促で其定款を内務省に差出したところ、十九條にある「人の實直は、法律上、抵當物にはならぬ」から改正せよと却下された、ソコデ協議員會で相談した處、ソレデハ社の趣旨に違ふから此儘にして、届出さぬ事に決した、然るに何んでも内務大臣の認可を受けねばならぬといふので改正はしたが、矢張資産なき者には、無抵當で貸して居るとの事だ、之等が眞に、規則に没頭せず、法律以上に超越して、道を活用したもので不滅の美談である、道は、事の前後、物の終始であるから、道に依り道に隨ひ、換言すれば、神の器となり、如來の子となり、誠心以て事に従はば規則の爲めに障礙せられず、凡ての経験が一々甚深の教訓となり、経験の累積が横縦の活動となり、終には胡來胡現の消息に通じて、大道現前、規則を存せずして而かも規矩を踰えざる底の自在を得て「もろとも」に、一味の雨はかゝれども、松は緑に、藤は紫一てう如來の慈雨を對者に灑ぎ、又共に光明に浴する事であらう、規則主義、統計主義、慈善主義に限局され勝の時勢（吾人の見る處によれば比較的自由なる私設事業を此弊あるが如し）、に魅せられずして、十有餘年、終始一貫の態度を持して、惱めるものゝ友となり、殊に出獄人に熱き同情を寄せて、名聞に趨かず、利祿に附かず、演藝會も廣告もせず、道心の中に衣食あるを信じ、衣食なきも天命なりと確信して、専ら事に當る黙々居士が對接のやり口を、紹介して其自在活機を一寸参考に資したいと思ふ、黙々居士の誰なるかは、筆の趣くに隨て判明するであらう

頃某年八月中旬、丁度秋蠶の最中で私は例の通りみんなより前きに婆様（夫人）と起きて其日の手筈と役所行き仕度をする、婆様は蠶に桑をくれやうと思ふて提灯も持たずこやに行て手捜しに桑をとらんとせしに、豈計らむや手に觸るゝは、人間の姿……ソコデ私は熟睡せる彼を呼起して訊ぬると、實は出獄後（窃盜犯、廿三才）兩親はありませんから兄弟に頼つて居たのですが、ソレが

思ふやうでなく所々に流浪して又罪を重ねばならぬ苦境に陥りしにフトあなたの事を聞及び御願申す積で來た所が、モ一戸締は出來て（鍵はなし）居るし筋穴から覗き込みしに今お休みになる様子お起し申すも氣の毒と雨は降るしツイ小屋をおかり申し夜の明くるを待つ積りて四五日來の疲でグツスリ寐込で……職業は……百姓です……ソ一カ百姓なれば飯を食つたら桑畑をウナイ、それが出來なければ駄目だぞ、オレガ夕方返て來る迄にな……晩に至り……お前は窃盜をやめるといふたが、ミンナガやめればオレなんぞは飯の食ひあげたお前は度々魂丹で中々仕事が出来るといふぢやないか、可成澤山アバレテ懲役人の殖えるやうにヤツテ呉れんければ困るぜ……とやつたところが俯むき黙して何も言はなかつたです、十ヶ月計り監督して居つたのですが、今は歸村して信用も回復し、細々乍ら小作百姓をやつて居ます

(二) 某年某月私の留守に大男が來て婆サマにいろ／＼と事情を述べて助けて置くれとの事だ（實父繼母窃盜犯、年二十一體量十九貫餘）婆サマはお前が辛抱する氣なら置かない事もなからふが兎に角夕方歸る迄待て居なさい、といふた處が町に用足しに出掛た、私は歸ると一杯傾けて（二三杯上戸也）ホロ酔心地なる時彼又來て先刻の次第を繰返し入園を乞ふにより……見ればお前は體格は非常に善いし従て力もあるたろ、お前がうちへ入るに就ては、條件が二つある、一つはオレの處は非常に仕事に辛ひぞ、といふのは見る通りの貧乏で稼げんけりや食へぬ、稼がないで食ふんといふ乞食根性はオレは大嫌だから真平だ、モ一つはオレと角力を三番とつて二番までオレが敗ければお前の求めに應ずるし、二番までオレが敗るゝやうな仕末なら歸て貰ふより仕方ないからナ、といふたら本人必勝を期して喜ぶ所やありけん少しも躊躇せず、ワシは相撲は飯よりも好きです、といふ譯で直ぐ庭ではじめた處が事の見ごとくに三番共ヤラレて仕舞たです、結果は存外能く辛抱して利根の護岸工事に出て今では工夫長になつて居ます

(三)

某……不幸にして社會の教育に洩れたものです。が、例ひ監獄の中でも教育を受くる機會を得たものは仕合といはねばなりません。アレは早く母に別れ赤貧にして放恣なる父の手を飛出して、才位から、上田、長野、信州へを徘徊し野獸的生活をして居たのです。或晩長野の燒芋屋へ戸締りの際紛れ込み機の下に潜伏して家人の静まるをまつて窃盜の目的を達した。處が頃は十二月中旬、汗を渡る夜の寒さに、身體の不自由を感じた。見れば傍の竈の下には餘暖があるまゝに、無邪氣にも中へむぐり込んで心地よくグッスリ寝込んで夜の明くるを知らず、家人の火を點する熱さに目がさめると赤いお仕着せ……流れ／＼前橋に来て私の手に落ちたのです……園出身の理髮所へやつて置きましたが、昨年暮入營しましたが……驚くおやありませんか。今では私よりは手紙を甘く書きますよ。

拜啓時下春暖の候、御父上様始め皆々様には如何、御昇降（消光か）遊被候也御伺申上。升其後は永々御無沙汰致し、誠に申譯之無候、平に御容謝（捨か）被下度候、陳者過日廣島滞在中御手紙を差上ました通り三月廿六日字品湊出帆船中に三泊廿九日仁川湊に上陸翌日京城に到着二日滞在致し四月一日京城出發し議政府へ抱川、芝浦等に各一泊し四月四日任地、金化にて到着よ定の處芝浦に宿泊の夜十一時半頃突然數百の暴徒に宿舍を襲撃致され直に戰鬪を開始し午前二時頃やうやく之を撃退し直に追撃し暴徒數十名を撃殺し尙ほ彼等の後を追ふて山内（村名）（バンカン）の深山險坂を通過し四月十三日金化に歸りました此戰鬪追撃に於て味方も數名やられました、自分も足部に輕傷を受けましたが一週間許の後全治致しました。

金化に到着の後は、郵便護衛兵、公用兵等しげ／＼さんさつ（慘殺か）致され去る四月廿二日の如きは芝浦、金化にて護衛兵二名日本商人三名暴徒のために殺されました、自分も數回郵便護衛兵として金城芝浦、化川、鐵原、漣川、狼川、等に出張致しましたが此等の護衛任務中は全く懸命で有升、本月廿日鐵原に郵便護衛中鐵原村端に於て、暴徒數名に狙撃致され、けん兵に來援を受け危き處を助かりました、御手紙を早く差上度心掛ては有升が何分中隊の兵員が僅か七拾名位で如上各地へは日々護衛兵として派遣され其間は又討伐に出る任地勤務も多數の爲め心ならずも御無沙汰致しました。が何卒惡からず思召被下度候、自分も身體壯健にて數ならぬ身ながらも國家の兵として此地に在るは何より仕合せと何時落命すとも更に惜む處は之無候。

如上の如く多忙の爲め此後も思ふ如く御伺も出來ませんが何卒不惡思召被下度候。後には又退々御報知申上可候草々

（本年）四月廿七日

○○○拜

黙々居士の誰なるかは更に考ふ處あつて書かぬ事とした、以上の實例はホンの餘瀝に過ぎぬ同君は何等宗派的に他と相争ち争ふ程の信仰もなく、道徳上の古則を調べて論議する力もない所謂使命の自覺も臆てあろうが、肥料の調合と畑を作る事を得意として居るらしい、鍬と鎌と使ひ加減を以て人に接する、即ち至誠と實驗とに依て感化事業には多少の苦心を了得し得たやうである、特別の慈善主義家を以て任じて居らぬから訪ねても何の看板もない、一片の規則書もない、出獄人保護場とは強て他より命名したのであつた、○○園といふのも他からのオセツカイである、今でも夫婦二人の仕事である量より質を尊び名譽より道と思ふ方であるから迎合して事業の擴張を圖らない、シカシ其希望は模範的農園の經營と此事業を一體両面に働かせ田を作ると同時に、人の秀を刈るにあるらしい、ア、怒られても構はん、一層明かして仕舞ふ、黙々居士とは前橋監獄に奉職する十六圓の看守橋本國太君だ、私には七年程前よりの師友である、師友であるからとて敢て好む筋に倣ひて褒めたててゐるのではない、同君は未だ極めて粗硬の點もあるから同憂諸君の提醒策勵、教訓を得て前途に層一層の清き光榮あらしめたいとの婆心である。

要するに、今日は、四人を人として、取扱ふてうち溢れる程の理想的規則ある世の中に、迎合的、瞰視的意味の聯想を起し易き慈善主義と其態度を排すると同時に、法規を死解して株を守て兎を待つ陋習を斥け、道に依て法規を活用せられん事を望み、古語の人能く道を弘む、道の能く人を弘むるに非らざるなりとあるを珍重すると同時に、あべこべに道(神、如來)人を弘む人の道を弘むるに非らざるなりてう語にも參し、併せて自由活潑ならむ事を禱る次第である、

經に曰く「佛の、遊履する所の、國邑丘聚、化を蒙らざるなし」と如來の足跡の印する處、即ち道のよく人を弘むるところである、凡ての事業、殊に感化事業に於ては此大靈慈現に仰がねばならぬ、又曰く「人能く法を受け、法を行ふ者、之を名づけて如來を供養するとす」と慈善主義、法規主義、深く中心より同情を表し、之よりは顧みる處ありて、光榮の途につかむ事を祈勸するものである

(完)

(五月八日稿)

監獄法私見

靜岡監獄

玉木爲三郎

第十二條新に入監する婦女其子を携帶せんことを請ふときは必要と認むる場合に限り滿一歳に至るまで之を許すことを得

監獄に於て分娩したる子に付ても亦前項の例に依る

論

本條は必要と認むる場合に限りの十一文字を活用するの規定にして其條件とは生母の乳汁が其生兒を乳汁するは最も適當なりとの元則と生母の乳汁が性質分量に於て完全の哺育を遂げ得べきや否や將來母體が監獄生活に於て心身の受くる影響は乳汁の性質及び其分泌力に異常を生ずるの恐れなきや否や其他乳母委託若くは人工營養等利害を參照して決すべき問題にして由來監獄内乳兒の死亡統計は到底は努めて排除せんと欲するも恐くは費途の有無に就てのみ必要條件を定むるに終るならん

第十三條新に入監する者傳染病豫防に依り豫防方法の施行を必要とする傳染病に罹りたるものなるときは之を入監せしめざることを得

本條は監獄の如き心身の勞苦ある多數集合體にして設備完全を欠くの傾向ある避病監にバチルス携帶者を收容するの危険なるは何人も認むる所にして絶對的に入監せしめざるを得策とす只本條遺憾なるは癩病に對して其效力を及ぼすの條文を含有せざる一事と癩病者の多くは初めより作業力なく只傳染の危険を與ふるに過ぎざれば第四十三條を適用するに先だちて公の隔離病院に收容するを優れりと思ふ

第四十二條病者醫師を指定し自費を以て治療を補助せしめんことを請ふときは情狀に因り之れを許すことを得

本條は病者にして専門の手術を受けんとするとき即ち齒科眼科等の如き全科醫にては治療不完全と認めたるるとき若くは平素其疾病性を知悉せる醫家又は危重の疾患に罹りたる際第四十三條の適用前に於て監獄醫治療の補助として許可すべきものにして指定の醫師は專斷治療をなす權能なき者と信す此際自費とは専門的手術料診察料等にして藥品滋養物に至りては勿論官給するを要すべく第四十三條に依

り病院に移送したる病者も在監者と看做す以上は本條の適用を妨げざるべし然るときは病院外大家の診察を受くることを得べきなり

第四十三條精神病傳染病其他の疾病に罹り監獄に在て適當の治療を施すこと能はずと認むる病者は情狀に因り假りに之れを病院に移送することを得

前項に依り病院に移送したる者は之を在監者と看做す

本條は監獄に在て適當の治療を施すこと能はずと認むるもの即ち精神病者傳染病者(八種傳染病は勿論癩病結核梅毒)其他傳染性皮膚病専門的手術を要する疾患等は監獄内の設備に鑑み可成本條を適用するの優れりと信するものにして殊に危重病者本條の運用に依りて暖かさ看護を得るに便利なるべく本條第二項に依り戒護の制裁を受くる場合ありと信するも戒護者たるものは無論看護人にして院長其全責任を有し監獄との連絡に依り時々典獄の意見を徴し進んで院長より報告あるべし監獄醫も病狀視察の必要生ずべし只本條に於て費用に就て明文なきは第二項に依り監獄費の負擔となるものと推測せらる然れども自辨し得らるるものに對しては官給せざるの條文を設けざれば本條の支出は多額に達するを慮る故に第二項は單に刑期算入のみに依り設けたるものにあらずと信す且つ本條遺憾なるは受胎後七月以上分娩後一月を経ざるものは産院に在て攝養することを得べき明文なきを

第四十四條妊婦產婦老衰者及び不具者は之を病者に準ずることを得

本條は病者に準し多少の規律作業に服すべき程度のものの規定せられ眞に恩恵と云ふへし然れども刑法施行法第四十九條には懲役禁錮又は拘留の言渡を受けたる者左の各號の一に該當するときは其事故の止むまで刑の執行を停止することを得とありて(一)心神喪失の状態に在るとき(二)刑の執行に因り生命を保つこと能はざる虞あるとき(三)受胎後七月以上なるとき(四)分娩後一月を経過せざるとき(五)の四項を掲げたり第一第二號は監獄法の運用に仍り權衡を得べしといへとも第三第四號は其

言渡後と受刑中とに依り恩恵に差違を生ずるは如何なる理由に依るべきか其身體に受くる影響に於ては寧ろ受刑中のもの其必要を認むべく茲に至りて益々第四十三條の遺漏あるを確むべし

第七十五條受刑者の死體は命令の定むる所に依り解剖の爲め病院學校又は其他の公務所に之れを送附することを得

本條は死者生前の意思に反せざる限り公益の爲め解剖を許すの規定にして命令には必ずや引取人なきか又は引取人に於て拒絶せざる場合を指定せらるべく従前の如き引取人なきものに於て生前承諾を経る手数を省くを得て其範圍擴張せられたるの感あり殊に公務所とありて官公立の學校病院は勿論我々監獄醫務所の如き死體の送附を受け行刑區域外なる醫務所に在りては典獄の許可を経ば他の醫師をして共同研究の利益を與ふることを得べしと信す只本條に於て(其他の)の(の字)の爲めに私立の學校病院に在ては設備完全なりといへとも送附を受くるの權利を失ふなきを疑ふものなり賢明なる我當局者は此點に於て廣義の解釋を取られんことを希望す

改正監獄法に於ける勞役者の規定に就て

改正監獄法は時代の要求に適應し之れか運用上新刑法の命する範圍に於てより以上の効果を收むべし

室谷儀兵衛

とは識者間風に認むる所にして近世の刑事政策上寧ろ一躍豫期以上の伸張なるを謳歌せざるを得ず次り指呼點示するところあるべきを疑はすと雖とも然れども余輩の見地よりして多少の希望なき能はざるものあり何んそや他なし現行法の換刑輕禁錮即ち新刑法の勞役者に就て之れなりとす

現行法の換刑輕禁錮と新法の勞役者とは唯に其名を異にしたる而已ならず其執行方法及處遇上に於ても著しき軒輊あるを見るへしと雖とも其實質に至りては依然罰金若くは科料の換刑たるを失はず已に換刑なりとせば之を勞役場に留置するに當り必しも勞役に耐ゆる者ならざるへからず(已に財産刑に處し完全なる機關に依り必ず收償するを立法の旨意なりとするも多くの場合に於て至難のことと屬し却て犯人以外に懲罰權を行使するの危險あるを以て不得止新刑法第十八條に於て一定の恩惠的猶豫期間を與へたる後之を留置することを規定したるものなり)然るに余輩從來の實驗に徴するに現行刑法以外の法律例令へは森林法違犯の如き酒造税法違犯の如き又は葉煙草專賣法違犯の如き往々犯人以外の似而的犯人か拘禁せられつゝあるの奇怪なる現象あるを認む試みに其因りて來る以所を探求するに實に左の三點にあるものゝ如し

- 一 犯罪發覺の場合に於ける假定犯人を選定しあること
- 一 假定犯人か一村又は一家族より選定せらるゝ者若くは自撰なること
- 一 假定犯人か病者、虛弱者、老衰者又は婦女等にして可及的一家の生計上に影響を及ぼさざる半隱居的の者なること

以上の理由に因る似而非的犯罪者に對し監獄の處遇檢束が果して改過遷善の實効を收め得へき歟其た疑なき能はず而して之等犯罪者が相當期間内監獄生活を遂げ無事釋放せらるゝや一村又は一家壯者の負擔を果したる勇者として歡迎する而已ならず郷閭間亦却て之を稱譽するの觀ある眞に故なきにあらざる

此の如きは一に檢察裁判の查察の精否如何に因るものにして即時刑事政策上の一大恨事なりと信ず果して然りとせば如上の相當刑罰者に對し監獄が如何なる處遇法を採るべきやと問はゞ事頗る難事に屬し充分研究するの價値ある問題ならんと思惟す故に余輩は少なくとも之れが伏線防備として改正監獄法施行細則なり其他適當の法律命令に於て特に勞役者に對し左の意味の條項を明かに制定せられんことを希望す

監獄法に對する所見及希望

笹森堅造

- 一、疾病、老衰、受胎、若くは分娩後一ヶ月を經過せざる者及乳兒を携帶する者の如き實際勞役に耐へざるものと認むるときは收監せしめざる事
 - 二、既に留置中の者にして前項の一に該當する者に付きては留置を停止する事
- 以上は監獄法第十二條刑法施行法第四十九條規定以外に特に制定を望む所以なりとす所論の當否其効果の有無に至りては大方先覺諸士の垂教を乞はん而已

改正監獄法は公布せられ之か施行規程は未だ制定せられざるも其方針は定まり詳細完備して餘すところなし監獄法と施行規程の方針に依り所見を述べんに出獄人保護其他監獄の慈惠に就ては監獄に於て最も力を致し之に對し多大の費用を投し尙ほ未だ充分なる能はず現行法に於ける給與工錢は改正監獄法に作業賞與金とし利殖の方針を執り其利子は出獄人保護其他監獄慈惠の用に充つるの方法となりたるものゝ如し而して在監者の携有せし領置金に就ては現行法無利子預金として取扱はれ居れり全國の監獄に於て保管する領置金は實に多大の額なるべし其多大なる領置金に對し利殖の方法を執らば其利子又尠少に非らざるべし領置金は在監者の携有物なれば利殖の方法を執りし上は其利子は携有者の所持に歸するは當然のことなるべしと雖も之を各個人に區分し給するは不可能に屬し國庫の歸屬として改正監獄法に於ける作業賞與金の如く特別科目に於て整理し出獄人保護其他監獄慈惠用に充つるは何等差支なきものと認む監獄の慈惠と云ふも主として出獄者歸郷路金及出獄時時衣なきものに之を給するものなれば即ち出獄人の保護にして之れ等に充つる費用を充分にし完全に保護するに於ては夫れ

又け累犯者を減少するを得るの道理なり監獄法に其規定を見ざるは遺憾とするところなり
 現行監獄則に依る作業給與工賃は其名稱に於て又其供給與方に於て其面目を一新せり即ち作業賞與金
 とし行狀作業の成績に依り計算高を給與し其計算高を監獄費の特別科目として取扱ひ利殖の方針を執
 り利子を出獄人保護並に監獄慈善の用に充つるの方法に於ては作業賞與金としての當然なるべしと雖
 現行法に對する一大革新にして作業の督勵又出獄後生存の競争に立ち一般社會人に伍する上に於て最
 大の價値あり而して在監中之れか消費方法に就ては現行法と何等差異なし其消費方法に就き多少希望
 なき能はず改正監獄法の作業賞與金なる者は受刑者出獄後の生計を維持し正業に就くに必要の費途に
 充てしむるのなれば在監中には努めて之にが消費を防がざるべからず消費すべき費途を廣むれば總て
 其範圍に於て消費を増加するは理の當然なり犯罪者中には種々あるも亦貧洗ふが如く窮迫の餘り罪を
 犯す者少なからず又累犯者の中にも出獄後社會多數人に別視せられ其生存を維持する能はざるより再
 び罪惡を爲す者多々あり之等生計を維持し得る途あるに於ては罪惡を爲し又再びするもの少し殊に在
 監中行狀並作業の成績善良にしては賞與金を受くる者において是在監中努めて貯蓄の精神を起さしめ
 之れを出獄後正業の資に充てしめしならば多少累犯者を防遏するを得るなり作業賞與金は現行法の如
 く一百日を経過せしものには必ず給與するものに非ざれば之を給與せし者に對しては其の消費に就き
 特に限定せざるべからず現行法の如く食物及書籍の購求を許すが如き本人をして在監中只其賞與金の
 消費を高めしむるのみ在監者には其健康を保つに必要なる糧食飲料は規程に依り之を給し書籍も亦相
 當に看讀せしむれば作業賞與金を以て購求せしむるの必要なく又受刑者は出獄所在地にのみ居住する
 ものに非ざれば歸住地の遠近行通の便否に依り差異あるも出獄歸郷には相當の路金及時衣を要し是等
 を作業賞與金より支辨する時は其大半を消費し歸郷否其生計を維持する能はざるは勿論正業に就くの
 費途に充つる能はず終に罪惡の恐るべきを忘れ再び犯罪を爲すに至る故に在監中作業賞與金の消費を

郵便税及父母妻子の扶助のみに就て其の情狀に依り特に許すことに制限し其制限も作業賞與計算高五
 圓以上を有するものとせず出獄時時衣なきものは時衣購求費及出獄歸路金を控除し其殘額五圓以上の
 計算高を有するものに限り情狀に依り父母妻子の扶助に充つるを許すことに限定して受刑者出獄の際
 作業賞與金計算高を多額に得る様せば一は在監中作業督勵の一助となり一は出獄後其生計を維持して
 正業に就くの資に充て累犯者を防遏するの一端とならん是れ施行規程に於て作業賞與金消費の制限必
 要を認め其規程を希望する所以なり

改正監獄法に對する所感

齋藤弘

改正監獄法は近世の刑事政策に基き其條理と便益とを參酌して學識經驗に豊富なる先覺者の審査制定
 せるものなれば時代の要求に適應せる金科玉條にして就中
 特設監獄を認めたるか如き

傳染病に罹れるもの入監拒否權の如き

就業により勞働力喪失者の救濟方法の如き

逃走者に對する搜查權の如き

携銃携劔の使用權の如き

病者の監外治療を許せるか如き

何れも現行法に見ざる所にして又懲罰權の擴張及用語の改正等實に獄制改良上の一大進歩として謳歌
 せざるべからざるなり何そ學なく識なき者の云爲するを容さんや夫れ然り然れとも余輩の見地より信

書及放免に關し一の希望を有す左に其大要を述べん
 (一) 刑事被告人の信書も發受共に披閱するの必要あるに係らず何等規定を不見第四十八條の解釋より推論せば披閱權あるか如きも法文明瞭を缺く如し現行法の下に於て現に典獄の被告人に對する信書を披閱するは不當なりと論する判事あり確然たる規定を要するや明かなりと云ふへし
 (二) 第六十八條により放免時間の範圍擴張せられたるを以て汽車汽船の發着時其他外部の事情を參酌し出監せしめ得へく從來の遺憾を排除するを得るも十二月の如きは午後六時に至らば既に日没後に屬す元來惡事は夜間に行はれ易しきものなれば其危險なる時機に出監せしむるか如きは無かるへしと雖も餘り擴張過ぎたるにあらざるか日没後の出監を禁するか如き制限を附するを適當なりと云ふへし以上全く余の誤解なりとせば監獄法の爲め萬歳を叫ん乎

講 演

遇囚上の二大思想

(印南氏の評論に就て)

河野純孝君

近來遇囚上のことに付きまして、世間で古い思想と新しい思想と稱して居るものと二つあります。監獄は規律を嚴重に守らなければならぬといふことは、久しき以前から唱へられて居ることでありまして、極めて總ての事を嚴格に扱つて行くといふが必要であらうと承知して居りましたが、近來になりまして唯嚴格といふ意味で囚人を窘めるやうな形ちになつてはよくないといふ所からして、此窘めるといふ意味を離れて規律を保たすといふの結果、自然と寛大なる取扱をするといふやうになつて來て

て寛大なる取扱といふことと規律の嚴格といふことの調和が取れにくいやうな有様になつて來た。併大にするといふことが、所謂新思想と稱せられるやうになつて、嚴格に扱ふことを自然と舊思想の如く看做して居るやうな傾に見へる。て其寛大にするといふことを良きことと信じて之を實行して居る人は、新思想とは言ひながら唯寛大に扱ふといふことは實際によくはない。であるから舊思想といふ評判は受けても成るべく嚴格にやるがよいといふ考を有つて扱つて居る人もある。又其中間に立ちましを有つたものではないけない。畏嚇といふ意味を含んで居るのは、是は舊思想であつて、所謂新思想なをこて此畏嚇といふ意味を離れて刑の執行をするといふ方に力を入れて居る方と、又さうは言ふもの未だ罪を犯さざる即ち良民に對して刑の森嚴な意味を示して、矢張畏嚇の精神で犯罪を未發に防ぐ必要であるといふ考を有つて、矢張此行刑上に畏嚇の意味を失はないやうにして行くことがあらうかと迷ふて居る人もある。實は今日までの監獄官の權能が狭いものであつたから此遇囚上の方針に區々の考を有つて居つても大した大局に影響はなかつたかも知れませぬ。併ながら愈々新刑法も實施せられることになりましたならば、御承知の通り監獄官の權能が非常に擴大されました。隨て監獄官の行刑上の思想如何に依つて刑の執行の實質に偉大の關係を有つて來ると思ひます。此際に當ります。此秋に當りまして、先日私の手に接しました静岡の監獄要報の中に印南典獄が極めて明快に

究めてある。私も印南典獄が東京に居られた頃折々此茶話會などで話も聽きました。其後典獄になつ

て静岡へ赴任後は直接話を聴くことは出来なかつたけれども本年一月の監獄要報にあることが、丁度此時節に當つて有益の文字であると感じましたから、唯今私共のいろ／＼に感じて居る事柄に對して極めて明快な判断を與へる一つの参考材料にならうかと存します。皆さんも御承知であらうと思ひますが、或は未だ御覽にならぬ方もあらうと思ひますから、此點をちよつと朗讀して見ます。

監獄は紀律の府である。紀律がなければ精神的に監獄は最早死人と爲つたものであると謂ふことは誰人でも皆能く知つて居ることであるが、いざ事實の上に就て之を觀ると如何にも遺憾の點が多いのである。

斯う初めに書きましてそれから

極めて露骨に謂へばどうも一般に我治獄の風潮なるものは近來稍紊れて居りはせぬかと思はれる。其紊れて居る點は何處ぞと問へば即ち不紀律と謂ふ點に歸着する。是は必ずしも獨り我静岡監獄のみに限らない一般の監獄を通して略同様であるかの如く自分の腦裏に映するのです。姑く瞑目して最近我治獄の潮勢なるものに就て思索すると明治二十三年以後四五年間は所謂監獄の一新紀元を劃したる時期だけあつて、紀律振肅政稍舊套の牢番式を脱して眞摯の行政區域にまで進んで來たのであるが、如何なる風の吹廻はしにや、一面餘り紀律の振肅であつたが爲めか形式的紀律の弊を唱ふる者あるに至り、一面紀律は感化教育に寸效なしとの米國式監獄の風潮が加はつて煽り立てたものだから紀律の陣勢も兎角南風競はずと謂ふ有様に陥つたのであらうと觀察する、斯の如く紀律を頹敗せしめた原因は獨り之のみに止まらない、今一つは監獄制度の不備が手傳つて居りはせぬかと思ふ。

斯く讀み來りますると、今日の監獄が不紀律に流れて居ることが實際と致しますれば、此不紀律に流れて來た原因は何かと申しますと此明治三十二年以來紀律をやかましく言ひ出した、其反動として不

紀律に流れて來たのである。斯ういふことを一つの原因と認める。今一つは此監獄制度の不備が不紀律を招いたのであると此二つのやうであります。次を讀んで見ますと。

それは外でもない。即ち監獄の一種として懲治場なるものが設けられて居る爲めに之が所謂獅子身中の蟲となつて一般監獄紀律の弛廢を招致した一原因と爲つて居る。懲治場の當然監獄の内に列すべき者でないことは今更の言を要しないことであるが、從來監獄行政なるもの、知識幼稚なる時代に於ては是れ亦止むを得ないことで抑も監獄の起原此懲治場より漸次發展して來つた事に相違ないことではあるが、人文の進化は縱令遅々たるにもせよ、刑の進化を伴ひ來て終に今日は懲治場と行刑との區域を明劃ならしむるに至つた。従つて從來懲治場の管理方法は監獄行刑の方法と大差なく監獄則中に規定せられて居つて、所謂監獄の一部として管理するのは木に竹を接いだ様なもので到底融和同化の出来ないものと爲つてきた。故に局に當る實務者は之を割いて監獄の或獨立分監を指定し分監とも謂はず學校とも明言せず、有耶無耶の名稱の下に監獄官吏であるや教師なるや、是も其職務權限の不明なる職服の下に隠れて懲治場を設立し、名よりも實を得んことに汲々たる有様と爲つて來たのは、甚なくとも法制の不備が實質と相伴はないことを證明して居るものと謂はなければならぬ。從來監獄當局者の懲治場を経營する方法誤つて居つたことは勿論で其性質上今一層感化教育に力を盡さねばならぬのであるが、而かも亦懲治場と監獄と同一列に置いた法制の不備を改めんと欲して却てまた輒もすれば再び監獄と懲治場とを同一列に置かんとするの傾向を呈するのは頗る奇觀と謂はざるを得ない。

是が今日の實況を寫したものであらうと思ひます。監獄を懲治場から分離することは當然のこと、しつて分離したものが、今度は監獄が懲治場に追かけて廻はる風になつて來たといふことは餘ほど事實を穿つた書き方と思ふ。次に言葉をつらして

當局者の懲治場を以て感化教育の主體權化と看做すは如何にも正當であつて、之を監獄より除外すへしとの思想も大に余の歡迎する所であるけれども、監獄までも感化教育の一面にのみ力を注ぎ其他を忘るゝに至つては監獄より除外すべしとの當初の意向は却て反對に監獄と相抱擁融合すること爲りはせぬか、恰も右の手では嫌やだと謂ふて振り放して左の手で互に握手するやうなもので是れは當初の意思に反するものと謂はなければならぬ。其斯の如き結果を起すのも素因は矢張監獄と懲治とを同一視する法制の不備であらうと思はれる云々

これが今日の遇囚の思想が區々になつて居る實況に付きまして、極く簡明にして且つ正確な判断を下したものと見てよからうと存じます。即ち懲治場と監獄とを分離するとの精神からして分離したものが今度は懲治場の處遇法を監獄に採つて以て行はうといふやうになつて來たのは間違ひと言はなければならぬといふのは、今日の思想の迷ふて居る場合に適當の判断を下したものと存じます。て私は自分に多く言はずとも此印南君の説で能く此惑が解けられると存じます。尙ほ次に畏嚇といふ意義に於きまして斯ういはれて居ります。

多くの監獄當局者は輒もすれば犯罪者の改良感化を以て監獄の目的であるが如く思惟するのであるが、是れは決して行刑全般に通じた唯一の目的と看做すことが出来ぬ。若し眞に犯人の改良感化が唯一の目的であつたならばこれこそ監獄と懲治と果して何の差違ある所であるであらうか、監獄は又一面に刑の一般的豫防即ち世人に警戒畏懼を興へ犯罪より遠ざからしむる任務を帯びて居らなければならぬ。裁判宣告前には法文を以て警戒の具となし以て世人をして結果たるべき刑罰を負ふの苦痛を豫想せしめ、宣告後に在ては當然の結果たるを自覺せしめ以て再犯より防遏するの工夫なげねばならぬ。是れが監獄と懲治との異なる主要の點で一は社會の自衛と保護とに基き最後の刑罰手段を強制し一は單純の豫防教育手段に過ぎないのである。元來監獄が果して犯罪前若くは犯罪後

に世人を畏嚇警戒するに効力があるか否やと謂ふことは大なる疑問たることを免かれないのはあるが、左りとてまた如何に監獄内に教育を勵行しやうが之を以て感化矯正の任務を全ふすることの出来ないのも監獄の性質上疑を容れないのである。畢竟監獄なるものは種々の目的を參酌して立てられた一の便宜處分であつて之を巧みに運用すれば必ずしも刑の諸般目的を遂行する上に就て不能であるとは斷言し得ない。否寧ろ有效に其結果を收めた事實は歴々掌を指すが如きである。結局畏嚇は罪を防遏する上に於て左程の大効はないが、また一概に無効といふことも出来ない。監獄内の囚人に對して紀律を勵行することは能く畏嚇と感化教育とを結合せしめた一種の混成手段であつて刑の畏嚇は空想のみ虚誕なりとは新學派の唱ふる所であるが全然之を没却することは今日の時世に於て許さぬ。文明の進化は終に刑の種類を變更するに至りやがて同一種の自由刑であつても其之が執行方法を變更するに至るへきは必然の理勢であるなれと將來單に人身の自由を束縛し監獄の一定圏内に置くを以て最早十分に自由剝奪の苦痛を感知せしむるが如き畏嚇程度に達すべき時期あるは勿論なるも今日に於ては未だ其時期に達して居るものとは認めぬ。否寧ろ入監者の多くは自由を奪重せず、衣食住共に他の保護監督を享くることを逸かに安穩氣樂なれと稱する輩である、此種の者に對しては十分紀律を以て其身神を拘束し放恣惰慢なることを許さぬやうにするが即ち刑の畏嚇を以てふる手段である。畏嚇といつても彼を脅嚇し彼を侮蔑し彼の人格を無視するの謂ではない。従つて罵言打擲を加ふることは畏嚇の性質に背くのみならず、之れは職務違反の重大なるもの刑罰の執行を不適當に濫用した責を免かれぬ。此點は大に注意しなければならぬので、濫りに私心を挾むて愛憎偏頗の措置に陥るゝなく、何所までも公平に眞面目で寡言に嚴正に自己の職務を紀律正しく守つて、彼を畏服せしむることが出来るのである。決して無暗に威張つたり横柄な風、冷酷なる取扱

をして紀律を維持するなど心得てはならぬ。畏嚇と冷酷とは違ふ。畏嚇は囚人に對し監獄の避くべき場所不自由窮屈なる自覺心と與へさへすれば最早これ目的を達して居るので冷酷は尙ほ一層進んで一向教育の方面を顧みない無道無慈悲なる取扱を爲すのである。故に紀律の中に感化教育といふ意味が加はらなければならぬ。即ち矯正教育といふ根底の上に築かれたる紀律でなければ冷酷無道なる取扱と性質を變ずるのである。

右讀上げました印南君の説は、今日の主義が此畏嚇といふことを含んで居なければ刑の効果が無いといふことに結論してある。て私共が考へて見まするのに。兎に角遇囚の寛嚴の程度は別問題と致しましても、監獄に這入ることが怖いといふ意味で悪いことをしないといふ者は良民の中に澤山ある。故に刑罰が世人に對して畏嚇の效力を有つて居るといふことは無論であるが、唯畏嚇といふ問題が印南君のいはれるやうに何んだか残酷の意味に取られると穩かでないが、刑罰を受けることを怖がつて監獄に這入らないやうにするといふことは無論は是は畏嚇の効果と思ふ。唯茲に下等勞働者などが人權の貴重なることを知らない爲に拘禁といふことを左ほどに思はない者が段々ある。是は全く人物の程度の低い所から起るので、追々分つて來れば別に苦しい思ひをさせないでも拘禁のみで畏嚇の目的を達することが出来るであらう。さうして是に感化教育を加へられたならば十分に刑の目的を達することが出来るやうと思つて居ります。遺憾ながら今日一般世間の人の感情が拘禁といふことは畏嚇の實を擧げることが出来ないからして、こゝに多少不自由とか窮屈とかいふ意味を持たなければ刑の目的を達することが出来ないといふ感情を離すことが出来ないやうになつて居るのであります。實は私共が教誨の方面より人權の貴いことをいつて聽かせましたもナカ／＼それを解することが出来ないのみならず、殊に幼年者になりましてはこれを解せしむることが餘ほど困難である。詰り是は知識の程度の低い者で、其知識の程度が進んで参りましたならば之を解せしむることが出来ると思ひます。世間

一般の人をして脊丈を補へて此智識を一時に進歩させるといふことはいつの世に出来ることやら豫想が出来ない、て矢張り當分の中は嚴格といふ意味を以て紀律の點から窮屈を感せしめ、其窮屈といふことを彼等が苦にすることが行刑上の一種の効果を保つて行くものであらうと思ひます。此點が即ち印南君の説に私共同意します。唯こゝに我々教誨師の大に反省をしなければならぬと思ふのは、其代りに教誨師が行刑の實質に深く立入らないやうにして一方の感化専門にやつて行く方かよからう。今日の教誨師といふものか段々司獄官と同じ一種の役人氣風になつて來た結果が、遂に教誨師も司獄官と同一に在監人に或程度までの窮屈の感を與ふることの手傳をしなければならぬやうに思ふて居る人が若しありとしたならば是は大なる誤解と思ふ。

これから終りに一言申上げて置きたいのは監獄から出た者を世話を致して見ましたが、仕事に對する所の苦痛といふと語弊があるが、一人前働いて食つて行く丈の仕事させるには大分骨折をしなければなりません。其食つて行く丈の仕事させやうとすると監獄に居るよりも骨が折れる。斯ういふ事實になつて参りますから餘ほど此出獄人の保護の上に困難を感ずることがある。て私の在監人を扱ふ上に就ての希望は社會へ出て働く苦痛の程度と略ぼ同一の程度を在監中に感せしむることが必要であると思ふ監獄が社會で働くよりは樂であるといふことになるると其樂であるといふ習慣が付いて居るかから社會へ出て眞面目に働くことが嫌やになるそれが爲出獄人の保護も困難をする。なぜかと申しますと監獄は働が十分出来ても出来なくつても衣食には窮しない。是が第一在監人の無頓着になることである。第二には世間の勞働者よりも働く時間が短かいといふことがある。第三には今日の監獄は世間の勞働者よりも休みが多い。世間の勞働者は月二回が休みである。それも田舎へ行つたら二回も休まぬ。監獄では日曜は休み祭日も無論である。それから監獄では役人から督勵されるといふことが大變重きやうに感じますけれども世間の僱主より其氣兼する點から見ると精神上餘ほど樂である。世間へ出て

から備主に氣兼ねることは餘ほど苦痛を感ずる監獄のは形式の監督である。其使用者の利害得失に直接關係を有する人から監督されるのから見ると餘ほど樂である、故に世間へ出ましても人に頼んで使つて貰つても自分に使つて見ましても、監獄で能く辛棒した者でも世間へ出て辛棒の出来ない者が随分ある、是は出獄後の彼等の精神を鍛へる上に於て又良き習慣を與へる意味に於て少くとも今數へ上げました點に變りのないやうにして置く必要あらうと思ひます。

それから又之を半面から眺めますると、世間では縦し終日終夜働いても氣が樂である。仕事が済んで遊びに出れば主人の眼を離れて遊べるが、監獄ではさういふことは出来ない。斯ういふ窮屈の點がある。それから世間では食ひたい物も兎に角或程度までは勝手に食へるが、監獄ではさういふことは出来ないといふことの不自由がある。それから病氣に罹つた時は、世間では親戚知人の間で介抱を受けて居れば縦し醫者にかゝつて藥を飲ますとも精神が安らかである。監獄では監獄醫が附いて居つて治療服藥に於ては遺憾なきまでに世話を焼いて貰へましても、病監で治療をするといふことは何となく精神の中にくつろげない所がある。其他種々のことが世間より苦しい事情があつますから差引勘定をしましたならば無論監獄に居るものは骨が折れる。苦痛が多いに違ひない。けれども彼等が出獄後に骨の折れることは比較せずして監獄の氣樂なといふ點のみを比較に取りましますから世間に出て働くことが嫌やになる。さうして遂に一二ヶ月中には眞面目に働いて居つても直き飛出して仕舞ふ。さういふ意味でありましますから在監人を監獄で扱ふことに付ては、出獄後の生活状態と餘り程度の違はないやうな程度に於て之を扱つて行くことが必要である。又懲治人に於ても其通りである。私共自分に子供があつて育て居りましても子供の精神を快活にさせるといふことにのみ重きを置くことは出来ない。矢張り相當の設備をして他日世間の風波に當つてもそれに堪へる丈の習慣を造つて置くことが必要で、或程度までは苦痛を與へる。眞實自分の子が可愛いとなつて見ると是から親の手許を離して世間

の荒い風に吹かれても其荒い風に障らない丈に精神及び身體を鍛ふて置くことは必要である。是は愛情の上から論じなければならぬ。然るに唯懲治場であるからといふて單に氣樂に扱ふことにのみ傾いて身體及び精神の習慣を鍛へることに力を加へなかつたならば矢張り社會へ出てから困るやうなことがある。それで懲治場は殆んど今日不定期刑のやうな姿になるので或一定の長い期間監獄の見込を以て伸縮することが出来るやうになつて居る。それで十分よき習慣が付いた時分出せばよい。斯ういふことは至極理屈の上からはよいやうであるが其結果はどうかといふと、いろ／＼の方面に出されるの行かねばならぬ。或は貧困の家庭に歸らなければならぬ。實に此社會の風に曝らされることになつて見ると種々の困難を経なければならぬ者が多數である。さういふことを控へて單に精神を快活にするといふ方面にのみ力を加へて世間の荒き風波に堪へるといふことの精神を鍛ふて置くことがなかつたならば、理屈はよいけれども實際に忽ち差支へることが出来るから大に考へなければならぬと思ふ。一方に於て單に窘めるといふ意味の處遇は無論よくないが、一方に於て氣樂に快活に養ふといふことでも無論なければならぬ。唯私の冀ふ所は出監後彼等が其自活の境遇に堪へ得るといふことの程度に於て彼等を處遇して行くことが必要である。言葉をやめて申しますると出監後自活する所の世間の仕事に堪へ得られる丈の習慣を養つてやるが必要である。此意味を以て處遇して行きましましたならば刑の目的を達することが出来るやうかと存じます。印南君の説に因つて私の意見を交へてお話し上げたのでございます。

寄書

○送聘小河法學博士清國法部顧問赴任文

耕道生

崑崙之峯太平之水瞬間而越涉者飛仙之術也今則非昔時之夢語矣彼黑烟蒙々破萬里之波濤其駛如飛鳥者非駕汽之輪船耶颯々噴煤烟其奔如長蛇者是非百鍊之鐵車耶得在千里之外與人相語者是非一線之傳語機耶故崑山之高失其險平洋之水失其深五洲之廣失其大萬里之長程失其遠豈足怪哉世界之大猶如一幅之縮寫圖書嗚呼文化之工妙亦偉大哉往者阿倍仲磨山田長政之遺事人以爲異聞者至今有離別惘々之情今也使萬里之外者庠序之兒童亦不此異豈有惘々之情哉此得其來往之神遠自在也時世之變可謂遷矣今夫國于宇宙之間享于覆載之澤者不論國之東西不問人之黃白所以至遠邇相和親疎相親干戈日收爭鬪自休遂修隣交重仁義者蓋莫不由乎顯揚文明利器之功化也昔者蘇信張儀唱六國之合從連衡也以制驕秦之暴威近者列國之形勢猶如斯耳矣強者凌弱者智者罔不肖者劫人之國掠人之財利已害人免而鮮耻者天下滔滔是我朝往年戰于滿韓之野前後二役前古未曾有之大戰也糜億兆之財殫幾十萬之貔貅而不敢顧國內之疲弊者何徒好弄兵哉韓國之獨立當扶植清國之領土當保全東洋之平和當持久焉非仁義而何戰也我之無異圖炳如觀日焉所以佛露清韓之協約已定者蓋胚胎於此矣清廷之賢宰良相夙有所見於此善隣之盟益固同文之誼愈厚今也當清國百政革新之時聘我之朝臣授諮詢之榮職其識見宏量真可喜宜博學多才之士欣然旋踵而至也岳洋小河先生信州人夙以博學鳴東都或遊于李國叩碩學之門或列萬國獄制會議提其卓見或爲警監學堂教官薰陶吏僚或爲帝國大學教授有成穎才遂得法學博士稱號見爲司法省監獄事務官明治之中葉以降我獄制之完備致

今日之盛比之西歐諸國之獄制不敢見遜色者蓋先生之所畫策其力最居多焉我國改正之刑法獄則之新案已經議院之協贊而頒布于國內當是時先生之去要職誰有不借焉哉雖然清廷之聘車厚禮迎之不忍固辭所以使先生特帶官應其聘者者我朝重善隣之誼信先生之適材也行矣先生荷特選之榮盡學者之本分以此時爲最是先生之天職而忠國家之道也清廷之諸公先生之提議無所不用先生之獻策無所不納固能證先生固能任先生則清國之制度文物不日而燦然有可觀者矣且夫國乎列國環視之間者欲外振國威內與民福則非極制度文物之善美安能得收其成功哉我國明治中興之業維新以來四十有一年於茲所以會振古未嘗見之隆運者其果何如也清廷之諸公宜深鑑焉噫東亞之治亂實懸乎清國之興廢矣興則治廢則亂當今之時敦與國誼建東洋平和之基傳之乎億萬斯年後此謂先生之天職亦非諛言其任也可謂重且大矣月之下浣都下縉紳僚友相謀爲先生張祖道之盛筵來會者無慮幾百人在地方監督而不能會者皆贈贖以表惜別之意先生之聲望亦可謂盛矣時方綠陰滿庭樹日夕和氣最佳于人先生之愉色可想也冀隨時自重臨別述所懷以祝先生之發軔

明治四十一年四月下浣

在西陲

辱知耕道生敬白

救護事業

○大阪の感化事業

(田中院長の談)

大阪府の感化院は去一月三十一日開院し爾來不良少年を收容しつゝあり創始の際とて未だ發表すへき成績なきも院長田中淳三郎氏は熱心盡力しつゝあれは早晚豫期の効果を見るに至るべきを疑はず頃日同氏は往訪の新聞記者に語りて曰く、特に述べ度いのは、この感化院の名稱です、主務省でも府廳でも、表面の本名は感化院には違ひありませんが、他人の感じが何うかと思ひましたから、又の名を修徳館と號けました、これを通名としてドシゝ通す積りです。三十一日に開館した、館は三棟で第一着五十名の少年生徒入館し其の後日々收容しつゝあり、今日は府下市郡から十四名になつて居り、來月迄に五十名に滿たし、四月すなはち四十一年座より百五十名の豫定數に滿たせるの

です。生徒が來ますと綿入の着物、袴、朝、シャツ、猿股、寝巻、足袋、下駄、筆紙墨、机の類は勿論必用のものは十二分に供給し、毎日午前五時起床、同七時に朝飯、食後室内掃除、八時授業、授業は教室にて讀書習字算術、正午晝飯、午後一時迄遊歩、同一時より四時迄實業、四時より入浴と遊歩、五時夕飯、五時より家族室へ入り隨意讀書習字、九時就寝といふ順序にしてあり、遊歩場には風、珠投、器械體操其の外種々の遊戯物を備へ、凡てが尋常小學と同じ式です。風をあげる球を投げる機械體操する、無邪氣に遊ぶ狀は實に可愛ものです、豫想外に思つたのは寒氣で、寒いてあらうと思ひ注意しても一向寒氣には頓着しません、其等裸體同様で他人の軒の下や橋の下で小宿して居たものですから平氣です、蒲團の中で小便する、室内へ下駄を履て上る、など不行儀を極めてゐるが良家の子供に比すると遙に苦痛の場合に處する忍耐力がある。これは其の境遇が馴致した一つの賜である。そこで私は不良少年の缺點は、謙遜の二字の實行がないといふことを發見したの

です、こゝに着眼して倫理を説き、且生徒を少しづつ殖やして居るのも、少數の先入者から家庭を作り、作つた先輩者に新入者を附隨させ以て好結果を擧げやうといふ考へで、長者を敬ひ少者を愛する事を説いて居る。一體不良少年の原因は、親子の間が極めて冷淡で、すなはち親が第一子に不深切、子は親の暖き情を知らず、其の結果修養時代の少年から、獨立思想を起さしめたるにある事を今回實地に發見した。

されば最初入館の際は、窮屈な處であり、到底も辛抱は出來まいと思つて居つたらしい、西洋でも日本でも、一時は逃げ出すを例として居る、本館内のも三名ばかり逃出したが、飛び出して見ると館内の待遇の暖き味が分つて再び歸つて來る、返つた後はうつて變つて善く成つて居る。とて生徒の清書數枚を記者に示し、これ御覽なさい、自分々々に思つた事を書けとふと此の通り忠孝とか親や兄弟の安否とかいふ事を書いてありませう、短時日の中に此丈け觀念が變つて來ました。箇様の次第ですから、私も教師二人も保母三人も、我が

子供のやうに可愛ゆくなり、日々の進化を樂しみ朝に無邪氣に風を上げ、夕に血脈の親子兄弟の如く、一族と成つて熟睡する處を見れば、如何に思つても憎い心は惹起せないと云々。

○明治四十年度茨城縣保護會事業

(會長永田直之丞氏の報告)

一 明治四十年中被保護人の出入及年末現在員を擧ぐれば左の如し

在會直接保護を受ける者
 前年度越人員 五人
 本年度入會せし者 七人

計 十二人

自活の途に就き退會せし者 四人
 親屬故舊に引取られ退會せし者 二人
 逃亡後入監せし者 一人

差引 七人

退會後間接保護に屬する者

前年度越人員
新保護人員

計
保護を解きたる者
入監せし者

差引

年未現在員

本年度は昨三十九年度に比すれば逃亡者大に減少し成績良好なるも未だ以て充分なりと云ふを得ず今後倍々努力し完全なる保護の實果を擧んことを期す

前年度總會に於て不成績者の多數は意志の薄弱なる年少者あることを報告し置きたりしが本年度在監者中の逃亡者も又其未成年者なりとす此者竊盜前科三犯の者なりしも高等小學校を卒業し相當教育もあり又性質も温順にして一般不良少年とは大に異なり少しも狡猾ら

五人

六人

三人

九人

一人

一人

七人

しきこともなく將來望みあるものとして本會收容後は靴製造職に通はし必至勉強しつゝ、ありしに或日突然出先より逃亡するに至れり然るに逃亡の原因としては一として認むるものなり之を推究するに所謂意志の強固ならざるに依るものと思料す茲に於て未成年者保護の難事なることを倍々證言することを得本年度は外に人を一人未成年竊盜初犯者を收容せしに此者は指物職に従事し逃亡等の形跡もなり幸に能く働き今日の處成績頗る良好なり

被保護人の職業

在會直接被保護人未現員の職業は日雇稼、指物職、按摩業等にして一日一人の収入金四十九錢乃至二十錢を得優に衣食費を辨償して尙餘あり一人として食費の補助と仰ぐ者なきは幸ひなり而して職業の細別を示せば左の如し

- 水戸市役所掃除雇人 二人
- 按摩業 一人
- 指物職 一人
- 雜業日雇稼 一人

間接被保護人の職業は農業兼商業一人養豚雇人一人煉化製造雇人一人雜業日雇稼一人指物職一人大工職一人提灯張業一人にして一日一人の収入は少くも金三十錢を下らず衣食住に窮すると云ふが如き者あらざるなり

本年度會費の收支は別途報告の通り従前になき高額を現はす所以は収入に在ては免因保護事業奨励費として金三百圓司法省より交付を受けたるに依る支出の増加は當會借地料去る三十八年一月以後の分權利者より請求せず本年度に於て一時に三ヶ年分を請求し來り之を支出したるか爲め如此劇増を見るに至れり

基本金二千七百五十圓事業費金五百圓合計金三千二百五十圓は前年度と増減なし該金は百圓に對し日歩金一錢八厘の割を以て茨城縣銀行銀行に預金しあり

〇讚岐保護院規則の改廢

本業は一昨三十八年度より専ら兒豚生産繁殖を圖り之を賣却するの利益あることは當年の總會に報告したり然るに右計畫は實行に當り事の豫想と違ひ豫定の生産を得ざると一は購買者の減少せしに加へ一般豚價の下落せし爲め本年度は收支相償ず金二十九圓余の損失を蒙るに至り甚だ遺憾とすることゝなり故に前段の方法を止め従來の如く養育成長の後屠殺賣却することに改めたり

讚岐保護院は昨年主幹者以下の役員の不正行爲ありて事業の上に一頓挫を招きしが現任三浦典獄は世人の疑惑を解かんとに努めつゝ其一着手として同院に關する規則の改廢を行ひ漸次徐に事業を營經せんと苦心せりと云ふ左に同院規則を特に掲ぐ

- 購入 一頭
- 賣却 十四頭内兒豚四頭
- 現在 三十一頭内兒豚二十一頭

第一條 本院へ讚岐保護院ト稱ス

本院ハ事務所ヲ香川縣香川郡東濱村ニ置ク
第三條 本院ハ額ルベキ所ナキ出費者ヲ保護護導シ獨立生計ヲ營
マシムルヲ以テ目的トス

第四條 本院ノ資金ハ慈善篤志者ノ義捐金及補助金其他雜收入ヲ
以テ之ニ充ツ

第五條 收入支出ハ毎年豫算ヲ定メテ之ヲ施行ス年度末決算ノ殘
金ハ翌年度ノ歲入ニ繰越スモノトス

第六條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日終ル
モノトス

第七條 資金ハ公債證書トシ又ハ確實ナル銀行ニ寄托シ臨時ノ支
出ニ充ル爲メ金五拾圓以內ノ手許金ノ外本院ノ事務所ニ於テハ
現金ヲ保管セザルモノトス

第八條 會員ハ左ノ如シ
名譽會員 本會ノ爲ニ功績顯著ナルモノ
特別會員 金拾圓以上贈出シタル者
會員 金參圓以上贈出シタル者

贊助員 金壹圓以上贈出シタル者
第九條 義捐金五拾圓以上ヲ贈出シタル者ハ第十二條ニ依ラスシ
テ評議員タルノ資格ヲ有スルモノトス

第十條 會員ニハ其資格ニ應ジ會員章ヲ贈與ス
名譽會員 金製徽章及門標
特別會員 銀製 同 同
正會員 銅製 同 同
贊助員 門標

ルコトヲ得
第十七條 被保護人ノ入院退院ハ院長ニ於テ之ヲ許否スルモノト
ス

第十八條 被保護人入院ノ際醫約書ヲ徴スルモノトス
第十九條 被保護人ノ衣類、臥具、食料、其他一身ニ係ル費用ハ
總テ自辨セシム若シ自辨スル能ハザルトキハ之ヲ貸與ス
病氣其他正當ノ事故ニ依リ休業シ又ハ職業務未熟ニシテ食費等
ヲ償フ能ハザルトキハ院費ヲ以テ補給スルコトアルベシ

第二十條 被保護人ノ處持金ハ院長ニ於テ之ヲ領置シ銀行又ハ郵
便局ニ預ケ入ル、モノトス

第二十一條 被保護人ニハ備主ヲ求メテ適當ノ業務ニ就カシメ其
備主ヲ得ザル間ハ院內ニ於テ就業セシム

第二十二條 被保護人金錢物品ノ惠與ヲ受ケタルトキハ現品ヲ添
ヘ届出シム

第二十三條 被保護人貯蓄金ヲ引出サント請フトキハ院長ニ於テ
之ヲ許否スルモノトス

第二十四條 被保護人處持ノ金錢物品ハ退院ノ際之ヲ交付ス但左
ノ場合ニ於テハ院ノ處得トス

一、誓ノ約ニ違背シ退院ヲ命シタルトキ
二、無斷ニ退院シタルトキ

三、死亡シ遺骸ノ引取人ナキトキ

第二十五條 被保護人ニシテ獨立生計ヲ營ムコトヲ得又ハ確實ナ
ル引取人ヲ得タルトキハ退院セシムルモノトス

第二十六條 被保護人誓約ニ違背シ脫離ヲ加フルモ之レニ服從セ

第十一條 會員ノ住所氏名及贈出金額ハ簿冊ニ登錄シ永久本院ニ
保存ス

第十二條 本院ニ左ノ役員ヲ置ク
總裁 壹名 役員總會ニ於テ推薦ス
院長 壹名 役員總會ニ於テ選舉ス

評議員 若干名 總裁ニ於テ囑託ス
地方委員 若干名 總裁ニ於テ囑託ス
教 師 若干名 院長ニ於テ囑託ス
理 事 若干名 院長ニ於テ囑託ス

一役員ハ無報酬トス但時宜ニ依リ相當ノ報酬ヲ贈與スルコトアル
ベシ

第十三條 總裁ハ諸般ノ院務ヲ總督ス
院長ハ院務ヲ管理ス
評議員ハ重要ナル院務ヲ商議ス
地方委員ハ其地方ニ於ケル院務ヲ處理ス
教師ハ院長ノ指揮ヲ承ケ被保護人ノ教化ニ從事ス
理事ハ院長ノ指揮ヲ承ケ院務ヲ整理ス

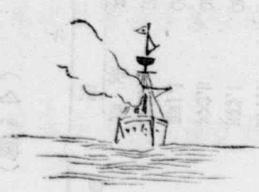
第十四條 會議ハ役員總會及評議員會ノ二種トス
役員總會ハ毎年一回之ヲ開キ前年度ニ於ケル事業ノ成績及會計
其他ノ報告ヲ爲シ又ハ規則ノ改廢ヲ議スルモノトス
評議員會ハ隨時之ヲ開キ總裁ヨリ諮詢シタル事項ヲ評議ス

第十五條 毎年收支ノ決算及事業ノ狀況ヲ新聞紙上ニ廣告スルモ
ノトス

第十六條 會員ハ何時ニテモ本院事業ノ成績豫算決算等ヲ閱覽ス

ス改換ノ見込ナキ者ハ退院セシム
第二十七條 被保護人病ニ罹リタルトキハ相互切實ニ之レガ看護
ヲ爲スモノトス

第二十八條 被保護人死亡シタルトキハ直ニ親族故舊ニ通知シ其
遺骸ヲ引取ラシム若シ引取ル者ナキトキハ之ヲ埋葬ス



罪名
官吏ノ職務ヲ妨害スル
行方ノ執行ヲ通ル
附加刑ノ執行ヲ通ル
貨幣偽造
官印官文書偽造
私印私書偽造
賭博
謀殺
故殺

明治四十一年二月末日現在囚人罪名表

清國	韓國	佛蘭西	露西亞	北亞細亞	英吉利	合計
男	男	男	男	男	男	男
27	27	7	4	4	1	43
27	27	7	4	4	1	43

前表中外國人を國籍により區別すれば左の如し

囚人

刑事被告人

計 五四 九 四 二 一 七

(△ハ減)

罪名	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑數	前月比較
官吏ノ職務ヲ妨害スル	12	12	0	0	11	1
行方ノ執行ヲ通ル	3	3	0	0	11	8
附加刑ノ執行ヲ通ル	3	3	0	0	11	8
貨幣偽造	7	7	0	0	11	4
官印官文書偽造	12	12	0	0	11	10
私印私書偽造	12	12	0	0	11	10
賭博	3	3	0	0	11	1
謀殺	12	12	0	0	11	1
故殺	12	12	0	0	11	1

増減	計總	道海北神										區州九			區國					
		留監	十網	樺	札	函	三鹿	宮	熊	佐	大	福	長	高	松	高				
前年ニ比シ	前月ニ比シ	留置場	獄	勝	走	戸	幌	館	繩	池	島	崎	本	買	分	岡	崎	知	山	松
△	△	485	90	475	48	101	99	49	37	155	57	58	49	43	55	179	134	56	95	56
△	△	485	90	475	48	101	99	49	37	155	57	58	49	43	55	179	134	56	95	56
△	△	485	90	475	48	101	99	49	37	155	57	58	49	43	55	179	134	56	95	56
△	△	485	90	475	48	101	99	49	37	155	57	58	49	43	55	179	134	56	95	56
△	△	485	90	475	48	101	99	49	37	155	57	58	49	43	55	179	134	56	95	56
△	△	485	90	475	48	101	99	49	37	155	57	58	49	43	55	179	134	56	95	56
△	△	485	90	475	48	101	99	49	37	155	57	58	49	43	55	179	134	56	95	56
△	△	485	90	475	48	101	99	49	37	155	57	58	49	43	55	179	134	56	95	56

雜

組

(短文を
歓迎す)

● 身體の強弱は意思の強弱を伴ふものなり強壯不屈なる者も輕からぬ疾病長日月の患苦に罹りては自然意思も鋼昂なる能はず永く病床に倚ては好悪無道の徒と雖も時として父母妻子を慕ふ事もあるべく潔白の身の何如に安心快樂なりしかの回想より犯罪所業中の不安恐怖に思ひ及す時あらん此機實に心意の轉回を圖るに絶好の秋なり其機に投合する一助として囚人に藥物を給するに際し其容器に平易なる格言又は古諺を書きたる紙片を貼付けば效果あらんか例せば

- 一 汝を救ふ者は汝の外なし
- 一 惡魔も少年の時は好男子なり
- 一 曇りなき良心は善き枕なり
- 一 後悔の價は甚貴し
- 一 千萬石も食一杯
- 一 借衣は剥かる

(煥悟生)

を講せば其得る處の裨益少からざるべし

(高松 鳥北生)

● 北海道札幌にて護送馬車の入口に佇立戒護せしに通行人曰く看守は馬車追同様なりと蓋し北海道にては何人と雖も外套着し又黒色釦の外套は馬車追に非れば則ち看守なりとの有様なればなり、次に袖章の白色は學生の服裝の如し帽章は大に過ぎ且つ白地に白色の帽章は對照妙ならず速に警察官吏の服制に鑑みよ事小なりと雖も服裝何如は看守の職を辭する一因なりと信す……(北海道ポリス)

● 鳥に反哺の孝あり鳩に三枝の禮あり蜂には君臣の義あり蟻には道を護るの謙徳あり草木には毀譽褒貶に關せざるの節操あるに拘はらず萬物の靈長は何故に淺猿しくなり果てつるか利慾に耽けりたるが爲めのみ年少父母兄弟を敬ひ親むも長して美味美服を欲し虚榮を望み轉輾落魄年と共に墮落すること坂路を降るが如し然れども此慾望を抑制せば起死回生忽焉として新生面を開くを得ん素より空に有明の月にて其光明を蔽ふ叢雲を除かば赫々地上に照らん固圜に呻吟する囚れの身も明徳の消

● 囚徒には或慾望(衣類、臥具の増給、安坐、居房親役、味噌食等)を充さんか爲め執着にも詐病を構へ疾病に對する處遇を受けんことを企つる者あり運好く其邪念を達せんが甘くもなき藥餌べたつく膏藥は便器中に投棄し他囚に自己の腕前を誇る、此惡弊矯正策として常に藥効の有無を考察し疑はしきは排泄物を驗し試験結果の舉證に依り説服し反省せしむるを得ば兼て他を警むるの利あらん……(侃々生)

● 在監者の歸住に際し官服の看守をして停車場に同行せしめたるに發車時刻に三十分の餘裕あるを以て看守は切符を購ひ交付し歸宅すべしと諭し歸監したるに豈圖らんや本人は他の乗客が彼は監獄の放免者なりと私語せるを耳にし大に羞ぢ直にブラットを出て市中の眼を觀たる後歸らんと徘徊したるに忽ち惡友の爲めに誘はれ再び罪惡を重ねたり官服の科なり私服に改めよ而して監視刑ある者には警察署と交渉し前日監視票を受取り置き釋放の際保護者に引渡すべし尙希くば監獄法の改定を機とし作業賞與金の幾部を保護者に托する方法

減したるに非るを忘るゝ勿れ……(河村鑄太郎)

● 總ての病院では藥品材料を購買するには試験を行ふを以て醫藥の當否を判別すること難からざるも監獄にては試験設備の欠くるより奸商は之れ幸と他で排斥せられたる粗悪品膺造品を持込むことあり加之社會一般に粗悪品の横行を防ぐ爲め取締法規を下シ、改定しドシ、勵行するも監獄にては之れなく且つ眼識なき官吏の立會検査なれば奸商は愈増長して監獄廻はりとする處あり兩來相當設備を爲し警戒せんことを望む……(艸藥生)

● 鳥根縣の某其長男の妻が行衛不明となりたるより廣島警察署に宛て同女の保護願を出したり其文章こそ天下の逸品と申すべし曰く、女の人相姿は髮黒く出じまの髪なく顔立丸太顔にて其色柿の熟柿によく似たり眉濃く目は人並にて右の目より平日涙の出る、鼻は鼻の辻人並より下り鼻にて、口は鰐口にて人並より左り上にきれ少しねじれ口なり、身體のせいは中女にて横に大きく肥た女にて足に少しの土踏すなく年は二十歳前後に見へる、歩み姿は眞直に歩む女の言葉は石州言葉にて文字

はいろは四十八字を書く言話はよく出来る明治十九年十二月十一日生の女なり髪は平日多くはエス巻に結て口に鐵漿を付て居る云々……イヤドーモ此の文章で鑑定すると形容し得ざる妙な顔、變な姿の女と云はざるを得ず (廣島 ハツ、生)

●新監獄法には逃走者の居所一年内に分明ならざるときは領置物は没入することを得るの規定あり左すれば作業賞與金に就ては監獄法施行規則には何如規定せらるゝや釋放の際給與するは原則にて權利の得喪移轉も釋放の際確定するものと信ずるも或は在監中父母の扶助に充つる等正當の請求ありたるときは之を許すの除外例を開かるべしとの事なるがそは兎に角既に作業賞與金と稱し命令の定むる所に依り給與することを得るの規定なれば逃走者の如きものには全く給與せざるも可なり寧ろ立法の旨趣を貫くにあらざるか或は普通領置物の如く逃走後六ヶ月とか一年とか居所の知れざるときと云ふ如き期限を定め其期限經過して始めて給與すべき計算を取消すこととせらるゝや新規規則の發布に先ち希望を述べること如件……(失言生)

雜 錄

○控訴院長檢察長 千家司法大臣の演說要領

客月中旬司法省樓上に控訴院長檢察長會議を開きたる席上に於て千家司法大臣の演說せられたる要領左の如し

本大臣就任の初めに當り茲に親しく諸君に接することを得るは本大臣の最も光榮とする所なり
本大臣は就任日尙淺く未だ部内の事情に通じざるが故に詳細の申見を開陳するは之を他日に譲り本日は只緊急の項目數件に付總述する所あるべし
司法部多年の問題たる刑法改正の事業は前大臣の熱心なる盡力に依り今や全く其の成效を告げ改正刑法の實施に必要な刑法施行法、監獄法等の諸法案も當期議會の協賛を得既に法律として公布せらるゝに至りしは諸君と共に慶賀に堪へざる次第なり
改正刑法は之を實施し以て世人の期望に副はしむべきは刻下の急務なりと信ずるが故に本者に於ては其の實施の爲め準備委員會を設け諸般の命令案を審議せしめつゝあり而して改正刑法實施の期日に至りては關係各者間の協議を待て之を定むるの要あり協議一決該期日の確定するも蓋し遠きに非ざるべし諸君は能く新法の精神を闡明し其の適用を正確にし眞に刑罰の目的を達することに留意せられん事を切望す

●井上角五郎氏曰く、英國の事務員勞働者は日本の五人の仕事をする三人、十人の仕事を七人の割で働いて居る、それは(一)健康で萬事に注意が行届き(二)仕事で難談せず喫煙せず静肅で規律がある(三)能く上長の命を守り(四)書類其他の整頓が能く行届くからである、日本で爾ふ行かぬのは上長が遊んで居て下の者のみを使つて居る英國では勞働者も小頭も同じ服装で働いて居る日本では其服装で小頭だけ茶を汲ませたり給仕をさせたりする英國ではそんな事はない重役でも社員でも同様日々出勤する、アームストロング會社の取締役會長サーノープルは本年七十六歳になるが毎日出勤して社員と共に働き共に晝食をするアナタはもう日々出勤に及ばなからうと云へば君達はおれに退社を勧めるのかと怒るをうてである……(半醉頓悟生)

現行公證人規則の改正案たる公證人法案は亦當期議會の協賛を經日法律として公布せらるゝに至り公證事務の監督其の効果も認め難く公證人に對する懲戒其の目的を達すること能はざるものも是れ舊法の缺陷なりとす改正法律に於ては能く此の缺陷を補正せりと雖も其の實施に際しては大に公證人の監督を嚴にし裁判所構成法に改正を施し司法官試補の實習期間を一年六ヶ月に短縮したるは又當期議會に於ける成績なり從來短期の修習を以て試補の準備に支障なきことを得たるは一に諸君の指導其の宜しきに適したる結果なりと信ず爾今尙一層の注意を以て懇切に後繼者を誘掖せられむこと望む本年度豫算に計上せられたる新費目の重なるものは地方裁判所支部七ヶ所の開始、區裁判所出張所二十五ヶ所の新設、區裁判所檢察十名の増員、熊本金澤兩地方裁判所及び福岡安濃津兩監獄新築等に關する經費なり地方裁判所支部の開始は既に之を公表し區裁判所出張所の選定に付ては現に其の材料蒐集中なり裁判所及監獄の新築に付ても且下其の設計中に關す彼の檢察の配置なき區裁判所に之を配置するの計畫は本年度に於ては漸く其の實施の端を開きたるを以て順次之が遂行を期す可し

法律取調委員に於ては商法修正案の審議中なり修正案は來る次期議會に提出せらるゝ運びに至るべし又本年度に於て刑事訴訟法の改正に着手せんとす刑事訴訟法の改正は刑法改正に次ぐの一大事業たり諸君の濫贊せらるゝ豊富な材料は必ずや委員の机上に提供せらるべきを確信す茲に特に諸君の注意を促したるは來る五月に舉行すべき總選舉に關する事なり議員の選舉は我が司法部の所管に非ざるも其の舉行に際し幾多犯罪の之に關係するを免かれざるべきは諸君の熟知せらるゝ所に於て此の如き犯罪檢舉處斷は實に諸君の職責に關するが故に敢て一言するの必要ある次第なり凡そ選舉に關する犯罪に於ては最も嚴正に法

律が施行し以て選舉の公平を期すべきは當然なりと雖も嚴に法律を適用するの結果として未業の點のみ徒らに苛察に流れ其の根本空しく忘却せられ所謂呑舟の魚を逸するが如き遠慮影からずと言はざるべからず今次の選舉に於て若し犯罪事件に遭遇する場合に至りては事案の輕重を酌み寛嚴機宜を誤らず深く接り博く窮め眞に處刑の適中せんことを要す諸君克く此の趣旨を體し奸眞の効果を奏せられんことを希望す又善く部下吏員の規律を振攝すべきこと等前大臣より屢々訓示せられたる所には本大臣極めて同感なる旨一言し茲に訓示の局を結ぶ云々

○感化院の設立方針

感化法改正の結果政府は道府縣感化院の外、別に國立の感化院を設置することゝなるにつき、之れに伴ふ經費は多分豫備金の中より支出すべしと云ふ。尙ほ國立感化院は全國通じて約六箇所に設立する豫定にして、此の建築は地所選定其の他の都合あるに由り、當分適當なる官衙其他借家等を以て之に充て、一院約六百名を收容することゝし、此經費平均五萬圓と見積り總計三十萬圓を要する由。而して又新刑法は從來の懲治人を認めざるを以て其結果として各地方にも必ず感化院を設けざるべからざるに依り、之に對し一院大凡を五十名

位を收容し得る設備をなさしめ、平均一萬圓宛を國庫より補助すべき計畫なり。されど地方の情況如何によりては二三の地方聯合して一の感化院を設置するも差支なき規定あるが故に、結局此等感化院に支出する總額は約七十五萬圓の豫算なりと云ふ。而して國立感化院には舊刑法に該當すべき程度の不良少年者を收容し、地方感化院には普通一般の不良少年を收容せしむべし、されど又一面感化事業には薰育に堪能なる人物を要すること勿論なるが現在の狀態は殆ど絶無と云ふ有様なれば到底一時に該制度の完成を望むこと能はざるの事情あり旁た當分の間は現在の私立感化院を擴張して之に收容せしむる方針にて本年度に於て各府縣より希望者を選拔し之を内務省内に招集し一定の期間該制度に關する専門的學術を授け以て先づ指導者を養成し明年度以後に於て院の設立に着手せしめん豫定なりと因に一兩日前床次内務省地方局長古賀警保局長平沼司法省民刑局長小山監獄局長並に文部當局者は内務省に會合し感化法實施準備に關する協議を爲したり

○清韓兩國の法制事業

清韓兩國にては司法制度の完成を期せんが爲め我國より各専門の法學者司法官乃至警察官監獄官を招聘し法典の編纂並實行を托しつゝあり既に韓國には多數の邦人其衝に當れることなるが清國にては現に岡田博士は刑法、松岡學士は民法を擔任し小河博士は過般監獄法規の編纂法律學堂の顧問及監獄事業の改良の任務を帯ひて渡清せしことゝて將來法制上著しき進歩を見ることなるべく素より彼我風俗習慣の異なるものありて之に従事する人々の苦心察するに餘りあり之に就て博士梅謙次郎の語れるところ左の如しと時事子の報ずるまゝ、

▲韓國の法典編纂 は予が現に關係中なり既に裁判所構成法の如きは編纂を終り本年六月より施行することゝなり居れり刑法刑事訴訟法等は現に起草中にて近々渡韓の際委員會議に附する積りなり民法商法民事訴訟法は目下各地方に行はるゝ慣習の調査中にあれば右調査の終了を待つて來る四十年三乃至には法典編纂を結了する考なり

▲裁判の統一 元來韓國は今日まで成文の法典なく裁判所の如きも京城に平理院漢城裁判所の二あるのみにて地方に於ける行政官の手に依りて裁判權を行ひ來りしが故に其の不統一なるは勿論其間に賄賂行はれ其弊や殆んど想像の及ばざるものあり故に司法權獨立の實を擧ぐるに際し先づ裁判の統一を期するの必要よりして裁判所構成法を第一に編纂せし次第なり

▲裁判所構成法 編纂したる韓國の裁判所構成法は我國の構成法と綱目に於て同一なり只其の異なる要點は多數學者の是認する處なる第二審は控訴院をして取り扱はしむることゝせり（我現行構成法は區裁判所の上告審即第二審は地方裁判所管轄す）右は交通不便なる彼の國にては却て控訴院所在地に出づる方は人民の便利なる理由にも出てしなり

▲刑法の内容 刑法は大體に於て我國の改正刑法と同じきものなるが是には我が刑法に見ざる密刑を存し置く考なり現今の韓國監獄は殆んど否な全然豚小屋と同一にて全く邦人の想像に及ばざる狀

態なれば尙も文明風の法制を行ふ以上は全然改良を加へ設備を施さざるべからず然るに彼の國民發達の程度にては輕き犯罪の日常多敷あるに之を一監獄に收容する如きに至らば其の設備に要する費用多くして到底經濟の許す所にあらず又一方より見れば完全なる設備ある監獄に入るは貧民に取りては却て喜ぶ所となり却て犯罪の數を多からしめ刑罰の目的を達する能はざるに至る恐れあれば余は當分若刑の存續を認むるものなり

▲民法及び商法 に就ては既成の成文なく且つ一定の慣習法もなきこととして各地に存する慣習の調査には餘程困難を感ずることにて是れは目下その調査中にあり法典は民法商法と合せて一編とする考なり其の名稱の如きは未定なり

▲憲法は如何 學者の所謂憲法は同國今日の政治状態にては全く不用なり、皇室典範は伊藤統監より其起草の依頼を受け居れば其中に閑を得て着手する等なり要するに目下編纂中の法典は風俗人情に反せざる限りは日本法を参考とする積りなり

▲清國の司法状態 次に清國の司法状態は今日ま

ては中央政府の立法せし法律を地方の按察使に於て執行することとなり居れども果して嚴正に執行され居るや疑なき能はず兎に角各省人情風俗を異にせる老大帝國の司法權統一は極めて難事ならん清國の刑法に就て岡田博士は其進歩を説き日本は勿論歐米諸國の刑法も及ばざる點ありと云へり岡田博士は之を參酌せし事なれば或は在來諸國の刑法中最も進歩せしもの出來るならん民法の編纂は廣大なる領土として各地方によりて慣行異なるべく重に其慣習を斟酌せざるべからざるを以て其調査のみにて之を完全に爲さんとすれば十年の日月を要するならん左れば同國民法々典の編纂は實に至難の大事業なり憲法は清國にては自國人に於て起草する考の如し同國も世界の趨勢に鑑み且つは人民の希望を容れて機を見るに敏なる袁世凱氏等の主張により幾多の障害ありしにも拘はらず兎も角も立憲制の採用に決定せる如し其の内容に至りては同國の事情全く我國と異なる所あれば如何なる規定を設くるか豫知するに難し今尙ほ革命黨の出沒することなれば殊に議院法の如きは最も秘密

なる注意を要すべし云々

○救世軍の新事業

救世軍にてはブリス大將來朝後諸種の新事業を計畫中なりしが昨今に至り着々其歩を進め目下左の如き面白い事業成立せり

▲外人の水夫引受所 從來横濱には西洋人の乞食

即ち諸外國乗組の人足共が泥酔の結果其船に乗遅れ若しくば逃亡して各在留外人の門戸を叩きて金品の恵みを乞ひ若し主人不在にて女許りと見れば脅迫強請をなし其金を飲食の資に充て若しくは醜業婦を買ふ抔亂暴無頼の徒夥しく徘徊し在留外人の迷惑一方ならず各領事館にても持て餘し居りしが救世軍にては各戸にて是等の者に金品を施與する事は全く慈善の目的に反する譯なればとて昨年十二月横濱山下町百七十六に彼等の引取所を設け英國人カーター中將夫妻主任となり彼等の收容に盡力中なるが之れを聞きたる外人一同の喜び一方ならず今後彼等が來りし場合には決して金品を與

へず救世軍の手に渡すと同時に救世軍に向け金品を寄附すべしとの決議をなしたりと云ふが目下其事業は頗る好成绩を呈しつゝありと云ふが何分萬國を股に掛たる無頼漢とて何んとか誤魔化さんとのみならず感化上非常の困難を感じつつあり彼等の多くは感化の上大抵船舶に乗組ましむる手續をなし遣りて外國に送り出す事となり居れり

▲出獄人救濟所の新設 本事業は去る明治二十九年未本郷弓町に借家して經營し居りしも其後火災の爲め焼失し中絶の姿なりしが今回牛込區赤城下町なる地面百三十餘坪を買入れ豫てより同軍が所せし神田三崎町の家屋(建坪百餘坪)を同所に移し之れに充つる事とし之れ迄に比して數倍の大設備となし來月頃より大に發展をなす等にて擔任者は従前の通り高橋勇氏なり

▲大學殖民事業 又神田三崎町なる所有家屋を赤城下に移せる跡には更に三層樓の大建築をなし一方には七千餘人を收容し得べき一般學生の寄宿舎とし一方には二百五十人收容の一大會館に充つる由なるが其目的は目下諸外國にて盛んに行はれつ

ある大學殖民事業にして寄宿舎にては一般學生の勉學及び精神的教化に便宜を與ふる外勞働者との連絡を取る事とし之れが爲め勞働者の夜學をも開始する筈なり右は之れ迄各所にて行はるゝストライキの原因が多くは大學卒業生杯が勞働者を入とも思はぬ取扱ひをなすと同時に勞働者の方も次第に僻み根性を起す結果にある爲めなり

▲克己週間 毎年行ひつゝある救世軍の克己週間は二十五日より五月八日迄催し居れるが本年は同期間中に四千五百圓を得る豫定にて同下山室中佐以下同軍の人々は身を謹み節儉をなすの外朝も一倍早く起きて各所の慈善家より寄附を募集中なるが其金は上記の新事業の外諸種の慈善事業に充つる筈なるが昨年英國にて催したる克己週間には七十餘萬圓を得たる由にてブラス大將の如きは平素好める紅茶を飲まず他家にて御馳走を受くる際にも只パンとバタのみより食はざりしと云ふ

二、囚人ハ幼年者及未丁年者ハ全部、丁年者ハ刑期六月以上ノ者並ニ僞名若クハ前科包藏ノ疑ヒアル者及其他撮影ノ必要ヲ認メタル者

三、懲治人

第三條 犯者ニシテ前在監時既ニ撮影シタルモノハ再入ノ時ニ於テ相犯ニ異動アル場合ニ限リ撮影スルモノトス

但シ十六歳未満ノ懲治人幼年囚及未丁年囚ハ撮影後二年ヲ經過シタル時ハ更ニ撮影スルモノトス

第四條 寫眞ハ一葉ハ之ヲ齎紙(第二號様式)ニ貼付シ要件ヲ記入シ在監中ハ身分帳表紙ノ裏面ニ貼付シ置キ(果犯罪者ニシテ前在監時撮影シタルモノハ其寫眞又ハ第三條ニ依リ撮影シタルモノ)出監ノ際之ヲ剥キ取り第六條ノ分類ニ依リ保存スベシ

但シ在監中死亡シタル時ハ身分帳ニ貼付シ保存スベシ

第五條 在監者ニシテ僞名等ノ疑ヒアルモノハ身上票其他ノ書類ニ本人ノ寫眞ヲ添ヘ關係官衙ヘ照會スベシ(岐阜監獄ニテハ戒護吏員ニ回覽シ探尋ノ用ニ供スヘシ)

第六條 出監セシモノ、寫眞ハ保存箱(第三號様式)ヲ設ケ之カ分類ナシ保存スベシ

一、保存箱ハ男ノ部ヲ甲、乙、丙ノ三種トス、而シテ一種毎ニ三個トシ(一號ヨリ三號迄)通シテ九個トス

二、保存箱ハ別紙様式ノ通り四拾個ノ(岐阜監獄ニテハ五十個トセリ)ノ抽斗ヲ有シ之ニ特徴ノ種類及特徴番號ヲ表記スルモノトス

三、保存箱ノ種類及分類左ノ如シ

甲種 卯ノ歳ニ生 第一號 身長五尺未滿ノ者

乙種 未ノ歳ニ生 第二號 身長五尺三寸以上ノ者

レタル者 第三號 身長五尺三寸以上ノ者

レタル者 第三號 同上

○在監人の撮影

(山形監獄の實驗)

前山形監獄典獄加藤勝次郎氏は在監人の氏名許稱前科包藏の疑あるものを發見せんことに苦心の結果過般來岐阜監獄の例に倣ひ在監人の容姿特徴を撮寫し保存し置き之が發見の用に供すること、せり其取扱方法如何は同典獄より寄せたる規定に明かなり左に掲ぐ、因に大阪監獄に於ても之に類似の方法を定めたりと云ふ、新刑法實施の期迫れるの折柄各地にても其考案ありたきものなり吾人歡て之を紹介せんことを期す

在監人寫眞撮影並ニ保存手續

第一條 在監人寫眞ニ關スル事務ハ第一課ノ主管トシ撮影並ニ保存出入等ノ取扱主任ハ特ニ命スルモノトス

第二條 在監人寫眞ハ逃走又ハ新ニ入監スル者ニシテ前科ヲ包藏シ若シクハ本籍氏名等ヲ詐稱スル者ヲ發見スルノ用ニ供スルモノトス

寫眞ハ左ノ標準ニ依リ在監人寫眞撮影票簿(第一號様式)ヲ以テ典獄ノ決裁ヲ經テ撮影スルモノトス但シ本簿ハ保存寫眞ノ索引ニ兼用スルモノトス

一、刑事被告人ハ僞名前科包藏等ノ疑アルモノ若クハ其他撮影ノ必要ヲ認メタルモノ

申、西、戌、第一號
亥ノ歳ニ生 第二號
レタル者 第三號 同上

丁種 女 部 (支及身長ヲ分類セス)

四、特徴ハ入監ノ際左ノ順序ニヨリ精密ニ調査シ置キ且少出監ノ際再調査ヲナシタル上保存箱ニ收容スルモノトス

一、特徴中先天的ト後天的トアル場合ハ先天的又ハ終始異狀ヲ呈セザルモノヲ以テ探記スルモノトス而シテ其探記ノ順序ハ保存箱抽斗ノ特徴番號ノ順序ニ據ルベシ

一、特徴探記ノ部別ハ頭部、胸部、上肢部、下肢部トス(岐阜監獄ニテハ首部、腕部、手部、股部、足部トセリ)

一、特徴中自然的(假令ハ幼年ノ爲メ未ダ發育セザル方又ハ老年ノ爲メ白髮トナリ又ハ禿ケタルモノ)或ハ齒ノ抜ケ折レタル疾病其他ニ因ル一時的ノ特徴ハ探記セザルコトヲ得但其他ニ探記スヘキ特徴ナキモノハ之ヲ特徴トシテ必ス探記シ其旨ヲ附記スベシ

一、寫眞ヲ分類收容スルニ當リ各部則ニ於テ各特徴アル時ハ最も著シキ特徴ノアル部ニ收容スベシ

第七條 入監者アル時ハ左ノ順序ニ依リ保存寫眞ヲ探尋スルモノトス

一、再入者ニシテ僞名又ハ犯數包藏等ノ疑ナキ者ト雖モ寫眞撮影ノ有無ヲ確カスルモノ一應稟議簿ヲ探尋スルモノトス

二、初入者ト稱スルモノ又ハ再犯以上ト稱スルモノトシ間ハ僞名犯數包藏等ノ疑アル者ハ先ツ本人ニ就キ各部ノ特徴ヲ精査シ後最も著シキ特徴ニヨリ保存箱ノ當該部ニ就キ探尋スルモノトス(岐阜監獄ニテハ本人ニ就キ)下ニ首部ヨリ順次)ノ六字アリ)

但後天的特徴ニシテ當該部ニナキ時ハ全體無犯ノ部ヲモ調査スルモノトス

第八條 在監中特徵ノ消滅又ハ發生ヲ報告スル爲メ在監人特徵變
更通知簿(様式第...)ヲ第二課及醫務所ニ備ヘ其都度第一課ニ報
告シ第一課ニ於テハ之レヨリ名籍並ニ寫眞ノ特徵ヲ訂正スルモ
ノトス

第九條 寫眞ノ原板ハ乾板ノ空箱ニ收メ其上ニ撮影ノ番號並ニ氏
名ヲ記載シ保存スヘシ

第十條 寫眞撮影ニ要スル器具、器械類ハ總テ撮影主任者ニ於テ
一定ノ場所ニ保管スベキモノトス

第一號様式

在 監 人 寫 眞 攝 影 稟 議 簿	
典獄 課長	主任
撮影年月日	出監年月日
被告事件	罪名及犯數刑名刑期
犯	犯
撮影 番號	保存箱 番號
第 號	番號氏名年齡
第 號	年 月 日 生
備 考	

第十一條 撮影ニ要スル乾板、藥品類ハ物品受持簿(様式第...)ニ
記入シ之レが受持ヲ明カニスベキモノトス

第十二條 此ノ手續履行ノ際在監中ノモノニシテ既ニ寫眞ノ撮影
シアルモノハ本手續ニヨリ整理スルモノトス
在監中ノ者ニシテ未ダ寫眞ヲ撮影シアラサルモノハ放免ニ近キ
モノ又ハ瘡癩、危險及再犯ノ虞アルモノヨリ漸次第二條ノ標準
ニ據リ撮影スベキモノトス

取扱例 一、本簿ハ男女ヲ別タスイロハ別ニ記載スルモノトス
二、本簿ハ一年一册トス
三、備考ノ欄ニハ撮影ノ理由及其他必要ナル事故ヲ記入スルモノトス
四、本簿ハ保存寫眞ノ索引ニ兼用ス

第二號様式

本籍身分	罪名犯刑則	期 號	年 月 日 生
特 異	身 長	尺 寸	年 月 日 生
特 異	攝 影 年 月 日	明 治 四 十 年	年 月 日 生
同 番 號	第 號	第 號	第 號
出 監 年 月 日	明 治 四 十 年	年 月 日	年 月 日 生
寫 眞 箱 番 號	第 號	第 號	第 號

(寫眞貼付)

(用紙西洋厚紙市二寸三分、七寸)

第三號様式

寫眞箱ノ雜形

- (一) 首及片眼内外斜視等(二) 耳目鼻口眉唇ノ
- 變形(三) 天然痘(四) 前齒ノ折拔(五) 瘡及痣
- (六) 疣及黒子(七) 禿及白髮(八) 創痕(九) 灸及
- 腫物痕(一〇) 背及乳ノ變形(一一) 出疥其他ノ
- 變形(一二) 肩及胸ニ毛アリ又ハ腋ニ毛ナキモ
- ノ並ニ陰毛ナキモ(一三) 腋臭(一四) 腋臭ノモノ(一五)
- 刺文(一六) 瘡毒及癩風(一七) 疣及黒子(一八)
- 創痕及痔疾ノ痕跡(一九) 灸及腫痕(二〇) 生殖
- 器ノ變形及梅毒根(二一) 指ノ變形(二二) 爪ノ
- 變形(二三) 刺文(二四) 種痘痕(二五) 瘡(二六)
- 〇及癩風(二七) 〇及黒子(二八) 創痕(二九) 灸
- 及腫痕(三〇) 横核痕(三一) 刺文
- (三四) 瘡毒及癩風(三五) 疣及黒子(三六) 刺文
- 及腫痕(三七) 跛及足並ニ爪ノ變形(三八) (三
- 九) ハ全身無疵(四〇) (四一) (四二) (四三) (四四) 豫備

ス劃區ニ部五ノ部足部股部手部部腕部首ハテニ鼠監早較



法屬看守長三十餘名は招聘せられて渡韓する筈にて其中八名若くは九名は典獄に其他は看守長に任命せられ實務に従事することなれば將來着々改良せらるべしと想像せらる、今同地新聞紙の傳ふる處に據り同國監獄の一斑を左に紹介せん

韓國從來の監獄設備は頗る不完全にして屢々修理改良等の議起りしも實行するに到らざりしが一昨年五月中法部警察務廳協議の上度支部暨又技師に囑し調査に著手せしが愈々改良に決し昨年十一月を以て新に獨立門外西北麓の一地區に於て新築を觀るに至れり

舊監獄は京城中央の鐘路裏にあり最繁華の地區に接し附近に學校あり酒樓あり位置として既に不適當なるを免れず且其建設物の多くは腐蝕壞敗し諸設備極度に於て不便を極め監房の如きも囚人充溢して立錫の餘地なく室内光線不足し空氣の流通惡し其一隅又不潔なる共用廁ありて監倉内は爲に一種の臭臭を以て充され且其絞罪場の如き普通民家と接するの奇觀を呈し刑機不完全にして執行一人に付一時間乃至三時間に涉り其慘酷刑吏も尙忍ぶ能はざるが如く當時死刑の宣告を受けたる者若すありしも當局者之が執行に躊躇せるの有様なりしなり新監獄は實に是等一切の不備を補ひ經濟的にして且最利便なる方法に依り設計せられたるものにして構内面積九千餘坪建築物坪數四百七十六坪工費四萬五千餘圓を要し昨年三月工を起してより十一月に至り全く竣成せり其重要なものを舉ぐれば左の如し

- 未決監倉 四十八坪一合七勺
- 既決監倉 百八十五坪
- 傳染病者監倉 八坪五合
- 同 同
- 同 同
- 同 同
- 棟 棟

下室は屍體の検査場とし兼て搬出に便せり刑機は二箇所に落し板を装置し上下に夫婦車釣車を掛け絞罪を通じて區別外に引き落板はんだる取扱場を建設せしめたるものにして未だ實際の使用を経ざるも從來の六十分之一乃至二の短時間を以て執行を了し得べき見込にして即囚人は僅々一二分時にして一切の苦痛を脱し得る事となるなり

○臺灣監獄作業の進歩

臺北監獄にて高輪御殿兩宮殿下の箆笥二棹其他調進の光榮を拜したりとは過般各地新聞紙上に散見せしが同地監獄月報第四號に本島監獄作業の名譽と題し左の一項を掲げたり

近年本島監獄作業の益々發展し著しき進歩來し各種の製作品中精巧な種々な物多く作出し得るに至れるは昔く世人の知るところなり、獨り臺中監獄に於て臺灣慣習研究會解散に際して同會副會頭後藤男爵に同會より記念品として贈呈せる圓卓子及手文庫の二者を本島特産名木を以て製作し其の技能の巧妙なるを稱せられたることありしが(法院月報第二卷第三號掲載記事を稱)今又々臺北監獄に於て高輪御殿兩宮殿下の御用命を承り本島特産樟樹を用ひて箆笥二棹、トランプ二筒、衣裳入五箇を調進せしに御殿より細工も美事に御満足に思召さるゝ旨の御沙汰ありしと云

- 女囚監倉 二十五坪五合
- 病囚監倉 三十六坪
- 絞罪場 十四坪五合
- 職業場 四十一坪五合
- 囚人控所 四十四坪五合
- 炊事場 四十一坪五合
- 浴室其他 三坪七合五勺
- 事務室便所其他 十一坪二合五勺
- 倉庫 二十六坪五合
- 外來人控所 六坪六合
- 看守所 四坪
- 構内便所 二坪
- 三箇所 棟

叙任辭令

- 奈良監獄詰ナ命ス (膳所) 看守長 國分萬次郎
- 綾正八位 (水月) 看守長 伊集院藤七
- 綾正八位 (宮崎) 看守長 齋藤實篤
- 任看守長給九級俸 (前橋) 看守長 藤井武利
- 福岡監獄詰ナ命ス (福岡) 看守長 大渡市太郎
- 盛岡監獄一關分監長ナ命ス (盛岡) 看守長 藤本治國
- 秋田監獄大館分監長ナ命ス (秋田) 看守長 藤島豐三郎
- 福岡監獄詰ナ命ス (三池) 看守長 本野米一郎
- 復職ナ命ス (福岡) 看守長 古原喜六
- 樺戶監獄詰ナ命ス (休職) 看守長 吉原喜六
- 任看守長給九級俸 (盛岡) 看守長 早川文二
- 盛岡監獄詰ナ命ス (盛岡) 看守長 川村次郎
- 依願免本官 (長野) 監獄技手 三富喜四郎
- 任司法屬給三級俸 (大阪) 看守長 山中幸助
- 監獄局職務課詰ナ命ス (甲府) 看守長 白井勇松
- 給四級俸 (青森) 看守長 高松知周
- 甲府監獄詰ナ命ス (市谷) 看守長 黒田源太郎
- 金澤監獄詰ナ命ス (宮城) 看守長 大野四郎五郎
- 給五級俸 (前橋) 看守長 齋藤慶三
- 依願免本官

復職ヲ命ス	看守長 竹中重壽	任看守長月俸給十八圓	(和歌山) 看守 月山光亮
勝所監獄詰ヲ命ス	看守長 高野直四郎	和歌山監獄詰ヲ命ス	(廣島) 看守長 高浦源次郎
宮城監獄詰ヲ命ス	看守長 清原總喜	依願免本官	(廣島) 看守 齋藤芳五郎
新潟監獄高田分監長ヲ命ス	看守長 加沼廣吉	任看守長給九級俸	(山形) 看守 村上定平
新潟監獄丸岡分監長ヲ命ス	看守長 今彦三郎	任看守長給九級俸	(横濱) 看守 田中 個
青森監獄詰ヲ命ス	看守長 清野真一	山形監獄詰ヲ命ス	(仙臺) 看守長 大野 四郎五郎
青森監獄青森分監長ヲ命ス	看守長 福崎正治	任看守長給八級俸	(岡山) 看守長 大谷友次郎
紋正八位	看守長 杉谷周太郎	給三級俸	(廣島) 看守長 河崎策五郎
給八級俸	看守長 鈴木正親	給三級俸	島崎哲馬
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職ヲ命ス	看守長 長谷川喜一	任看守長給八級俸	西村重五郎
長崎監獄片淵分監長ヲ命ス	看守長 近藤直定	任看守長給九級俸	(高知) 看守長 近澤盛水
甲府監獄詰ヲ命ス	看守長 石井直長	青森監獄詰ヲ命ス	(大阪) 看守長 中山正隆
任看守長月俸給二十二圓	看守長 肥後盛至	依願免本官	休職
福島監獄詰ヲ命ス	看守長 宮本一郎	依願免本官	(福岡) 看守長 石井勇三郎
紋正八位	看守長 宮本貞幹	給八級俸	白杵保之助
紋正八位	看守長 吉田雄大	依願免本官	並河健平
給七級俸	看守長 岡三郎	任看守長給六級俸	
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職ヲ命ス	看守長 高橋金四郎	新潟監獄詰ヲ命ス	
任看守長月俸給八圓	(市谷) 看守 淺野會吉		
東京監獄詰ヲ命ス	(市谷) 看守 長谷川喜一		
任看守長月俸給二十三圓	(長崎) 監獄技手 大塚義助		
市谷監獄詰ヲ命ス			
任看守長給九級俸			
市谷監獄詰ヲ命ス			
給七級俸			
依願免本官			
給三級俸			

監獄協會記事

○茶話會

例に依り四月十九日日本會茶話會を開き河野純孝氏の遇囚上の新舊思想と云ふべき印南典獄の遇囚觀に對する論評ありて頗る有益なるものと認めたり講演欄に登載せるもの即ちこれなり次に小河博士は清國政府の備聘に應じ渡清するに就て送別の辭とも云ふべき談話を爲して曰く清國監獄の不完全なることは何人も想像し得べく又屢次報道せられたるものに依りて知ることを得るなり之を改良せんが爲め又監獄思想を普及せしめんと希望より予を備聘することゝなれり予は同國の監獄を何如に料理すべきか成算あるにあらず然れども深く信ずる處のものあり何ぞや吾監獄協會なる諸君の團體を恃ひ此の團體の後援ありて予の任務を完ふせんことを期す予は諸君の使者となりて働かんとす清國政府の予を備聘するは小河なる一個人を備聘するにあらず諸君の技倆に因りて發達したる日本

監獄の現状に顧みて茲に至れるもの即ち日本監獄の技術を恃むに出づ元來予は机上に於て筆硯を弄するもの素より實務の經驗深からず若し清國政府大に活眼を開かば實務家を招聘せしならん予に一人の實務家の同行するあり清國政府は理術相頼らしむるの意思ならんも寧ろ實務家二人を備聘せば更に得る所多からん予は最初粗笨なる素地を作るのみ實物に應用調理するには諸君の如き經驗豊富なる實務家を待つる當然なるを信ずと謙遜し終に監獄協會の組織は歐米諸國の如く監獄官吏以外數多の階級の人士を網羅するに努めんことを望むとて縷々理由を述べたる處ありたり

當日の來會者左の如し

高橋榮太郎	引野辰前郎	中野孝三郎	島根 一郎
關平田彦次郎	小川 齊	椎橋龜次郎	小寺 契
宮久保孝行	宮下董一	武田 仁恕	瀧澤 圓次
大木辰五郎	木島 正三	鐵 知一	田村 鐔太郎
内藤泰木之丞	佐々木俊翁	柏 知一	鈴木 秀吉
内野 真三	雜賀 廣吉	石山 憲重	千葉榮三郎
色川 清七	末光 榮平	上田 貞橋	田中 照三
加藤 庄次	渡井 正太郎	松岡 彌市	加藤 善吉
鈴木 達雄	渡邊 義介	小野口 彌太	渡邊 貞次郎
山崎 力之丞	土橋 徳太郎	松元 安則	小澤 千代藏

信 通 方 地

河野 純孝 伊藤 政徳 松井 鏡五郎 古矢 嘉助
 小守 光太 樽 本 一 池田 眞平 三輪 榮太郎
 西坂 久三郎 米山 豊太郎 木村 眞吉 警井 宗成
 九鬼 儀太郎 白井 勇松 宇川 正義 島田 榮造
 金澤 公炳 香川 又二郎 有馬 四郎助 早川 春香
 永田 直之丞 豊野 胤珍 藤澤 正啓 小河 澁次郎

○茶話會定日の變更

茶話會は毎月第三日曜日午後一時より開くの例なりしが多数の希望に依り來六月以降は第二の土曜日午後一時より開催のことに變更することとし附近監獄へは退つて夫々通知する筈

地方通信

○霞浦便

虛堂

毎度各監の有益なる診らしき御報導を拜見仕り多大の利益を得候間何か詰らぬ事にして御報告申上度候へ共生憎田舎の事として御目を驚かす程の事は勿論御一笑に供する程の事も無之候へ共此頃當監にては其向きの達示に基きて實感録と稱する小

冊子を作り相當の囚人へ附與する事と相成り二月十日より實行致し候其の内容を回らぬ筆にて御紹介申上ぐるよりは左の取扱手續を御一覽被下候へば直ちに御了解相成るべしと存じ候

實感録取扱手續

- 第一條 實感録ハ一定ノ冊子トシ刑期一年以上學力三級以上ノ囚人ニ携帶セシメ徳性修養ニ關シ各自ノ實感ヲ記錄セシムルモノトス
- 第二條 實感録ハ毎月一回書信日ニ楷行書ヲ以テ記入セシメ一回ノ文章ハ五行以上十行以内ニテ完結セシムルモノトス
- 第三條 就學者ハ前二條ノ制限ニ拘ハラズ適宜ニ記錄セシムルコトヲ得
- 第四條 記入ヲ了シタルトキハ之ヲ教務所ニ提出シ教誨師ノ檢閲ヲ受ケシムベシ
- 第五條 教誨師ハ檢閲ノ際字句ヲ修正シ典獄ノ閱覽ヲ受ケ各課所ヲ經テ本人ニ還付スベシ
- 第六條 實感録ハ出監ノ際各本人ニ付與スルコトヲ得
- 第七條 實感録ニハ左ノ注意事項ヲ記載スベシ

注 意

- (一) 本録ハ徳性修養ニ關シ各自ノ實感ヲ記錄スルモノニシテ政事、社會、及他人ニ關スルカ如キ文字ヲ記入スベカラズ
- (二) 本録ノ交附ヲ受ケタルモノハ毎月相當ノ記入ヲナスベキモノナレバ平素常ニ徳性ノ修養ニ注意シ豫メ記入スベキ案文ヲ定メ置クベシ
- (三) 文字ハ楷行書トシ一回五行以上十行以内(就學者ハ此ノ限リニアラス)ニ完結セシムベシ
- (四) 本録ハ出監ノ際各自ニ付與セラル、コトアルヘシ

○旅順だより

(二月十三日)

扶桑 逸人

經過と共に面白き効果も有之候は、其都度御報告申上候 不盡

次に該録付與の重なる目的は常に思想を作文に集中せしめ勉めて妄想雜念を起さしめざる事、讀書の際一層注意を深からしむる事、教誨聽問に深き注意を拂はしむる事等に有之候其の效果に至ては日猶既淺きを以て明ならず候へ共附與されたる囚人一般に歡迎し讀書の看讀も特に徳性修養に關する點に注意を傾け候様認められ候先は不取敢會友各位の御參考否な御一笑迄如此に御座候時日の

たるものにて皆煉瓦を以て造りありて各官舎其内部の構造を日本式に模様替致し硝子窓も總へて二重に出來居候之にても内側には水を張り申候大便のスコップを以て汲出す事も有之土地は全部山と申候方適當なるへく其山には樹木なく雜草のみに候監獄は旅順の北山奥にて即二龍山、松樹山の下にて前に椅子山、安子山、白玉山ありて吾々の宿舎は砲臺にて圍繞され居候故大に安堵致居候何れ

の山を見るを砲臺なきはなく其砲臺建物の殘部に未だ露助の帽靴、其他の物品又稀には人骨と覺しきものを見ることあり當初監獄及宿舍の外役として取片付けに參り候際は砲丸の遺骸夥しくありて坐ちに當年の凄愴悲慘の狀を追想被致候先日も水師營(旅順より一里半位の地にあり)に行き開城の際乃木大將とステッセル中將との會見場所を一覽したるに土間はかり多く裝飾なき粗末なる家屋なるには驚入候又旅順港は餘程廣きものにて港口には昨年迄は沈没船四隻見受居候も最早引揚げたることにて海上には見るべきもの無之市中は淋しく七分は支那人の商店にて勸商場一箇所芝居小屋三箇所目下は演藝も絶へず候者、青物市場二箇所ありて價は不廉なれども不自由は無之候、人力車は至つて少きも馬車多く皆二頭曳二人乗に候へ共四人までは乗用致され候、支那人は日本人の爲めに生活する有様にて労働者一人一日二十八錢三十錢乃至三十五錢位にて使役に甘し居候下男に使役する者(支那では苦力)之は暗の上一箇月三圓乃至九圓位迄ありて概して土人は生活程度低く食物衣

類等も粗惡に候、解語の通せざるには閉口致候尤一年間住み續け候へば片言交りにて普通の物品買入位は辨し申候日本人よりも土人の日本語を能く操り候には感心致候、終りに物價の二三を由上候先づ風呂の入浴費十錢上等なれば三十錢理髮三十錢好物の温純は十錢にて由盛り醬油一罎四十五錢位豆腐五錢其他内地より來る物は驚くの外なき高價にて陶器類は其最たるものに候家賃は六疊敷位にて十圓四疊位にて五圓に候當時は木材なき處に候故木製品は何物にても價高く候、廉價のものは夏の鯛なり一尺位のもの十錢高くも十二錢を越えず候、卷煙草は朝日一箱(二十個入)七十五錢酒一罎四十錢内外、白米一罎十九錢五厘乃至二十二錢石油一合二錢位の小賣相場に候、こんな事申上候へば數限りも無之故今便は茲にて筆擱き申候草々

第百四十二條

第一項 典獄ハ日々最モ便宜ノ時間ニ於テ諸報告ヲ聞クヘシ
第二項 典獄ハ自己ニ情願ヲナサントシ又ハ要求ヲ申出テントスル囚人ハ之レヲ爲スコト極メテ容易簡便ナルヲ知ラシムルニ注意シ悲痛ヲ伸ヘ怨嗟ノ聲ヲ絶チ又ハ之ニ必要ト思料スル手段ヲ取ルヘシ此場合ニアリテハ之レヲ規定ノ方法ヲ依リ記録スヘシ
第三項 典獄ハ監獄官吏ノ監獄監督官ニ報告又ハ情願ヲナサント欲スルトキハ遲滞ナク之ヲ監獄監督官ニ傳達スヘク決シテ之レヲ抑制スヘカラス 但シ一應其要求スルト思ハル、點ニ就キ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四項 典獄ハ其官吏ニ關スル報告又ハ情願ニシテ之レヲ處理スル權能ナク又ハ處理スルヲ好マツルトキハ之ヲ監獄監督官ニ傳達スヘシ 但シ此場合ニ於テ其官吏ハ監獄監督官ノ通知ニヨリテ自己ニ對スル問擬ヲ知り之レニ對スル答辯ヲナスコトヲ許スヘシ

第五項 典獄ハ囚人ノ巡視團體ノ一員ニ接見セントコトヲ望ムトキハ之レヲ同團體ニ申告スヘシ 又監獄ヲ臨檢セル巡視官團體委員ニ監獄ニ關聯シタル一切ノ事項ニ付巨細ノ報告ヲナシ且ツ之レヲシテ監獄ノ諸部分及ヒ一般囚人ニ自由ニ近接セシムヘシ 典獄ハ巡視官ヲシテ之ニ接見セントコトヲ望ム囚人アルトキハ其接見ヲ願ヒタル者 前ニ拉致スヘキコト并ニ其希望ニ依テハ自己ノ監房又ハ監獄官吏ノ視聽セサル室ニ於テ之ヲ接見シ得ルコトヲ知ラシムヘシ

第六項 典獄ハ巡視官團體ノ希望ニ依リテハ監獄ニ備ヘル帳簿ハ如何ナルモノト雖之レヲ同團體又ハ臨檢シタル其一員ニ差出スヘシ

第七項 典獄ハ囚人ノ監獄監督官ニ接見セント願フトキハ之レヲ同官ニ報告スヘシ
第百四十三條

第一項 典獄ハ懲罰ノ下ニアル各囚人ハ晝間三時間以内ノ間隔ヲ以テ指定シタル官吏之レヲ檢視スルヤニ注意スヘシ

第二項 典獄ハ警官ノ之レニ堪ユルヲ得ルト確認セサル懲罰ヲ囚人ニ科スヘカラサルコトヲ注意スヘシ

第三項 典獄ハ監獄内ニ於テ科スル懲罰ニハ常ニ之ニ立會フヘシ 懲罰ヲ科シタル時刻鞭撻又ハ毆

打ノ數及ヒ此場合ニ下シタル自己又ハ警官ノ命令ハ之レヲ其帳簿ニ記入スヘシ

第四項 典獄ハ懲罰ヲ言渡シタル期間ノ三分ノ二ヲ科シタル後其殘餘又ハ其一部ヲ免除スルコトヲ得

第四百四十四條 絕對ニ必要ナル場合ニ於テ典獄ハ囚人ニ對シ懲罰ニアラスシテ檢束上極措ヲ施スコト

ヲ得 若シ囚人ヲ二十四時間以上極措又ハ機械檢束ノ下ニ置ク必要アリト思考スルトキハ典獄ハ

監獄監督官ニ其旨請求スヘシ同官ハ命令書ヲ以テ囚人ニ必要ト認ムル期間極措ヲ施スヘキ旨ヲ命

スルコトヲ得 此命令書ハ典獄其保證トシテ之レヲ保存スヘシ

第四百四十五條 囚人ニ適用スヘキ條項ノ規定ニヨリ何ノ爲メニ囚人ニ許可ヲ與フルニ當リテモ典獄ハ

豫メ其許可カ監獄及ヒ囚人ノ安全秩序及ヒ管理ヲ妨碍セサルヤ否ヲ確ムヘシ 若シ許可ヲ與ヘタ

ル後引續キ許可スルニ於テハ之レヲ妨碍スルニ至ルヘシト認メタルトキ又ハ囚人ノ許可ヲ濫用シ

タルトキ若クハ不行狀ノ廉アリタルトキハ之レヲ停止シ又ハ撤回スルコトヲ得 尙監獄監督官ノ

許可シタル場合ニシテ同様ノ事情アリ且ツ至急ヲ要スル場合ニハ典獄ハ之レヲ停止スルコトヲ得

但シ此停止ハ二十四時間以内ニ監獄監督官ニ報告スヘキモノトス 許可ヲ與ヘタルトキ之レヲ停

止又ハ撤回シタルトキハ一々其理由ヲ述ヘテ典獄之レヲ其帳簿ニ記入スヘシ

第四百四十六條 典獄又ハ典獄代理ハ囚人ニ往復スル信書ヲ一々檢閲シ之レニ典獄又ハ典獄代理ナルト

キハ其者ノ檢印ヲ捺捺スヘシ 典獄ハ何時ニテモ囚人ニ宛テタル信書ノ内容ヲ任意ニ囚人ニ通知シ又ハ留置スヘシ 但シ規則ニ依リ囚人ニ送リ又ハ囚人ヨリ差出シ得ヘキ信書ヲ沒收スルヲ適當ト認メタルトキハ一々之レヲ其帳簿ニ記入スヘキモノトス

第四百四十七條

第一項 典獄ハ監獄ニ關スル一切ノ事件ニ就キ自由ニ且ツ秘密ニ監獄監督官ト通信シ重要ノ事件ハ

之シテ同官ニ申告スヘシ 規則ニ於テ十分ニ規定セサル不時ノ變アリタルトキハ監獄監督官ニ報

告シ其指揮ニ從フヘシ若シ必要ナルトキハ此間ニ於テ其事情ニ從ヒ最良ト認ムル自己ノ判斷ニヨ

リテ行動スヘシ

第二項 典獄ハ事務ノ改善又ハ利益ヲ圖ル爲メニ何時ニテモ建議ヲ提出スルコトヲ得 但シ之レヲ

其年報ニ保存スルニ及ハス

第四百四十八條 典獄ハ監獄ニ於テ舉行スル禮拜式ニハ毎時臨席スヘシ 臨席セサルトキハ其ノ事由ト

共ニ之レヲ其ノ帳簿ニ記入スヘキモノトス 又下級官吏及ヒ囚人ノ 儀式ニ出席スルヤ否ヲ注意

スヘシ

第二項 典獄ハ禮拜式ニ缺席シタル囚人ノ名簿ニ缺席ノ事由ヲ附記シタルモノヲ教誨師ニ交附シ又

ハ交附セシムヘシ

第三項 教誨師ノ缺勤中代理人トシテ出勤スル僧侶ナキトキハ典獄其他監獄監督官ノ認可シタル者

日々祈禱ヲ捧ケ典獄之レヲ其帳簿ニ記録スヘシ

第四百四十九條

第一項 典獄ハ囚人ノ教育ヲ進歩セシメンカ爲メニ極力盡瘁スヘシ

第二項 典獄ハ囚人ヲ改悛セシメンカ爲メニ其感化ト權力トヲ以テ教誨師ニ助力ヲナスヘシ

第五十條 典獄ハ毎年三月三十一日後成ヘク早ク同日ヲ以テ終了スル年度ニ關シ下級官吏ノ行狀自
己ノ監視シタル囚人ノ全數并ニ其囚人ノ行狀及ヒ之レニ加ヘタル懲罰檢束ノ件數脱獄 未遂ノ
件數囚人ノ作業囚人作業ノ細目及ヒ其價格建物垣塙等ノ狀況獄舎ノ修繕又ハ改築其他指定セラレ
タル細目ニ從ヒ記載シタル報告書ヲ監獄監督官ニ報告シ又ハ同官ノ注意シタルモノヲ除キ何レモ
監獄管理ニ關スル規則ニ從ヘル旨ヲ述ヘタル證明書ニ自署シタルモノヲ添附シテ監獄監督官ニ差
出スヘシ

第五十一條 典獄ハ出獄人保護協會其他ト内外相應シテ囚人ノ再ヒ罪惡ニ陥ラントスルヲ防止スル
カ爲メニ其出獄ノ際之レニ職業ヲ授クルニ助力スヘシ

女監取締長

第五十二條 女監取締長即チ首席女監取締ハ監獄内ニ居住シ女囚全員ノ注意ト監督トヲナスヘキモ
ノトス 女監ニ用フル一切ノ鑰匙ハ女監取締長之レヲ保管スヘシ

第五十三條 女監取締長ハ爲シ得ル限り少クモ二十四時間ニ一回女囚ノ入レル監獄ノ各部ヲ巡察檢
査シ女囚ヲ一々接見スヘシ 日々ノ巡察検査ヲ缺キタルトキハ其缺キタル範圍及ヒ其事由ヲ自己
ノ帳簿ニ記述スヘシ 又少クモ一週一回夜間不時ニ女囚ノ入レル監獄ノ各部ヲ巡視スヘシ 巡視
シタルトキハ其時間及ヒ當時各部ノ狀況ト共ニ之レヲ其帳簿ニ記録スヘシ

第五十四條

第一項 女監取締長ハ典獄ヲ經テ監獄監督官ヨリ文書ヲ以テ許可ヲ得ルニアラサレハ終夜監獄ノ外
ニ在ルコトヲ得ス

第二項 女監取締長缺勤シタルトキハ其職務ハ典獄ノ認可ヲ經テ女監取締長、心得之レヲ
行フヘク女監取締長ハ之レニ一切ノ事務ヲ委託スヘシ 首席女監取締長ハ女監取締長ノ一切ノ權

力ヲ帶ヒ一切ノ職務ヲ行フモノトス

第五十五條 女監取締長ハ其職務範圍内ニ生スル一切ノ重要事項ヲ記録スヘキ帳簿ヲ保管シ日々之
レヲ典獄ニ差出スヘシ

第五十六條 女監取締長ハ自己又ハ女官吏ノ同伴スルニアラサレハ如何ナル男官吏又ハ接見人ト雖
監獄ノ女囚ニ充テタル區部ニ立入ラシメサル様注意スヘシ

醫官

第五十七條 醫官ハレ之レニ充テタル家屋ニ居住シ一切ノ病囚并ニ監獄又ハ監獄監督官ノ規定シタ
ル距離以内ニ居住スル一切ノ官吏及ヒ雇人ニ臨床スヘシ 監獄監督官ノ規定シタル條件及ヒ制限
ニ從ヒ監獄ノ官吏及ヒ雇人ノ家族ニモ臨床スヘシ

第五十八條 醫官ハ監獄ノ規則及ヒ規定ヲ遵守シ典獄ヲ助ケテ紀律及ヒ秩序ヲ維持シ并ニ囚人ノ監
視ヲ安然ナラシムヘシ

第五十九條

第一項 醫官ハ少クモ一日一回監獄ニ出勤シ少クモ一週一回囚人ヲ一々診察シ其一般健康狀態及ヒ
其身體ノ清潔疾病ノ有無ヲ確ムヘシ

第二項 醫官ハ日々病苦ヲ訴フル囚人ヲ診察シ其作業ニ堪ユルヤ否ヲ文書ヲ以テ典獄ニ報告スヘシ
又日々必要ナル時刻ニ於テ病舎内ノ病囚ヲ診察スヘシ 囚人又ハ官吏ノ重病ニ罹レル通知ニ接シ
タルトキハ直ニ之レニ臨床スヘシ

第三項 醫官ハ一日一回又ハ一回以上囚人中懲罰又ハ特別紀律ノ下ニアル者其他特ニ注意スヘキ者
ヲ巡視スヘシ

第四項 醫官ハ囚人ヲ收監シタルトキ一々之レヲ診察シ其健康狀態及ヒ之レニ關聯シタル規定ノ事

項ヲ記錄スヘシ

第五項 警官ハ屢次洗濯場浴場及ヒ其他清潔衛生ニ關スル設備ヲ検査シ其完備セルヤ否ヲ見若シ缺

陷又ハ不十分ノ個所アルトキハ直ニ之レヲ典獄ニ報告スヘシ

第六十條 警官ハ毎月爲シ得ル限リ早ク監獄ノ各部分ヲ檢閲シテ囚人ノ健康ニ有害トナルヘキモノ

ハナキヤ否ヲ確メ又特ニ換氣法十分備リ且ツ相當ニ注意セラレアルヤ否ヲ調査スヘシ 檢閲ノ結

果ハ之レヲ其帳簿ニ録スヘキモノトス

第六十一條 警官ハ屢次囚人ノ炊煮シ又ハセサル食料ヲ検査シ食料ノ品質ニ關シテ典獄ニ報告スヘシ又衣服臥具ノ十分ナルヤ否ヤ料水ノ量ニ不足アルヤ否其質ニ缺點アルヤ否其他囚人ノ健康ニ影

響スヘキ原因ニ關シテ報告スル所アルヘシ

第六十二條

第一項 警官ハ日々英語ヲ以テ監獄ニ保管スヘキ其帳簿ニ各病因ノ容體其病名藥餌及ヒ食物其他病

因ニ命シタル治療ニ關スル事項ヲ録スヘシ

第二項 警官ハ又其職務ニ關聯シタル規定ノ事項ヲ記錄スヘシ

第六十三條

第一項 警官ハ引續キ監禁シタルニヨリテ囚人ノ精神狀態漸次損傷シ又ハ衰弱スルト認ムル理由アルトキハ該囚人ニ對シテ特別ノ注意ヲナシ 又囚人ノ行狀又ハ其舉動習慣ニヨリ初發精神病ノ徵候アリト信スル十分ノ理由アルトキハ警官ハ事情ヲ典獄ニ具陳シ不審ノ廉アルニ於テハ其措置ニ就テ典獄ノ指揮ヲ乏フヘシ

第二項 警官ハ紀律又ハ處遇ノ爲メ囚人ノ健康ニ惡影響ヲ及ボスヘシト信スル理由アルトキハ之レヲ文書ヲ以テ典獄ニ報告シ之レト共ニ適當ト思料スル勸告ヲナスヘシ 又其特別ノ注意ヲ要スル

ト認ムル囚人ニ對シテハ教誨師ノ留意ヲ促スヘシ

第三項 警官ハ囚人ノ疾病危篤ニ陥レリト思料スルトキハ典獄及ヒ教誨師ニ警告スヘシ

第四項 警官ハ囚人中醫療上注意ヲナスヲ必要ト思料スル者アルトキハ文書ヲ以テ之レヲ典獄ニ報告シ囚人ノ紀律又ハ處遇ノ變更又ハ増加物品ノ供給ニ關シ必要ト認ムル勸告ヲナスヘシ

第五項 警官ハ引續キ在監スルトキハ囚人ノ生命覺來ナシト認ムルトキ又ハ刑期中病囚ノ生命覺來ナク若クハ全然且ツ永久ニ監獄紀律ニ不適當ト認ムルトキハ文書ヲ以テ典獄ニ其意見ノ述ヘ之レカ理由ヲ説明スヘシ 典獄ハ當然之レヲ監獄監督官ニ傳達スヘキモノトス

第六十四條 特ニ難病又ハ危篤ノ患者生シタルトキハ警官ハ若シ適當ニ承合スル暇アラハ豫メ監獄監督官ニ認可ヲ受請ヒタル上助手ヲ聘スルコトヲ得

第六十五條 警官ハ囚人ノ死亡シタルトキ直ニ左ノ細目ヲ其帳簿ニ記入スヘシ

死亡者ノ疾病ニ羅リシ時 疾病ヲ始メテ警官ニ通知シタル時 疾病ノ性質 囚人ノ死亡

シタル時 死亡後(檢屍ヲ行ヒタルトキ)ノ狀貌 其他必要ト認ムル特徵

第六十六條 警官ハ病氣ノ爲メ其職務ニ從事スルヲ得サルトキハ遲滞ナク之レヲ典獄ニ通知スヘシ若シ必要アルトキハ認可ヲ得ルタメ代理人ノ住所姓名ヲ典獄ヲ經テ監獄監督官ニ差出スヘシ 同

第六十七條 虛病其他ヲ看破スルタメ囚人ニ拷問ヲ適用スル必要アリト警官ノ思考シタル場合ニハ拷問ハ監獄監督官ヨリ發スル命令ノ決定ニ依ルニアラサレハ之レヲ適用スヘカラズ

第六十八條 囚人ヲ移監セシメントスルトキハ警官ハ當然之レヲ診察シ其押送ニ適當ナルコト其他

囚人ニ關スル必要ノ細目ヲ證明スヘシ

第六十九條 警官ハ惡疾傳染病又ハ精神病ニ罹レルカ又ハ其疑アル囚人ヲ他囚ト隔離スルコトニ關

シ文書ヲ以テ指揮ヲ與ヘ直ニ惡疾又ハ傳染病ノ蔓延ヲ豫防スルニ必要ナル手段ヲ取ルヘシ
 第七十條 警官ハ囚人ノ身體ニ關シ其後同一人ナルコトヲ見届クルニ資スヘキ異徴アルトキハ之レ
 ヲ典獄ニ通告スヘシ

第七十一條 警官ハ囚人ヲ一々診察シ若シ強役又ハ特殊ノ作業ニ適セサルトキハ之レヲ通告シ又照
 會セラタルトキハ囚人ノ體力ニ應シテ作業ノ 科程ヲ定ムルニ助力スヘシ 警官ハ又囚人ノ強役
 ニ服役中時々之レヲ診察シ特殊ノ強役ニ引續キ服役スルトキハ健康ヲ害スルト思料スル囚人ノ姓
 名ヲ報告シ且ツ之レヲ其帳簿ニ記入シ尙別ニ之レヲ典獄ニ報告スヘシ 爾後該囚人ハ警官ノ役業
 ニ堪フルコトヲ證明スルマテ再ヒ其作業ニ服役セシムルヲ得ス

第七十二條 警官ハ囚人ノ健康ニ就キ一般ニ注意ヲナシ監獄ニ關聯シタル事情又ハ何時ニテモ醫療
 上斟酌ヲ要スルト認ムル囚人ノ處遇ヲ監獄監督官ニ報告シ且ツ之レヲ典獄ニ知ラシムヘシ

第七十三條

第一項 囚人ヲ幽閉シ又ハ苦罰食罰ニ科スルニ當リ警官ハ之レヲ診察シ其懲罰ニ堪フルヤ否ヲ證ス
 ヘシ

第二項 警官ハ監獄ニ於テ苦罰ヲ科スルトキハ毎時之レニ立會フヘシ 而シテ健康ヲ害スルヲ豫防
 センカ爲メニ此此際警官ノ發スル命令ニハ服従スヘキモノトス

第七十四條

第一項 警官ハ官吏及ヒ囚人ノ健康及ヒ醫療並ニ官吏ノ屋舎及ヒ獄舎ノ衛生狀態ニ關シ規定セラレ
 タル統計上ノ記錄ヲナシ且ツ報告ヲ供スヘシ

第二項 警官ハ監獄ノ一般健康及ヒ衛生狀態官吏ノ健康並ニ其職務執行ノ能力囚人ノ健康ニ就キ尙
 其他報告スヘキ指令ヲ受ケタル諸點ニ關シテ定期及ヒ隨時規定ニ從ヒ報告スヘシ

第三項 警官ハ毎年三月三十一日後成ヘク早ク同日ヲ以テ終了スル年度ニ關シ疾病死亡轉地療養發
 狂自殺囚人ノ病監處遇法其他指定セラレタル細目ノ統計ヲナシタル報告書ヲ監獄監督官ニ提出ス
 ヘシ

第四項 警官ハ事務ノ改善又ハ利益ヲ圖ル爲メニ何時ニテモ建議ヲナスコトヲ得 但シ之レヲ其年
 級ニ記載スルヲ要セス

第七十五條 代診醫任令セラレタル所ニアリテハ代診醫ハ警官ヲ助ケテ規定セラレタル職務ヲ執行
 シ警官ノ缺勤中之ニ代リテ其職務ヲ行フヘシ

第二編

巡視官團體

第七十六條 內務大臣ノ任命シタル巡視官團體員ハ三ヶ年間其職ニ在ルヘキモノトス

第七十七條 巡視及團體ノ各員ハ其第一集會ニ於テ議長ヲ指名スヘシ

第七十八條 巡視官團體ニ缺員アルモ其決定力ニ影響スルコトナシ 內務大臣ハ成ヘク早ク後任者
 ヲ定メテ缺員ヲ補充スヘシ

第七十九條 巡視官團體ハ其事務手續ノ詳細ヲ記錄スヘキ帳簿ヲ保管スヘシ

第八十條 巡視團體ノ一名又ハ一名以上成ヘク一ヶ月一回監獄ヲ巡閱シ且ツ可成團體員ト集會ス
 ヘシ

第八十一條 巡視官團體ハ已決監獄監獄監督官ト協議シテ監獄事業ヲ有力ナラシムヘシ 又特ニ
 內務大臣又ハ監獄監督官ノ附託シタル特殊ノ事件ニ就キテ審議シ之レニ對スル其意見ヲ報告スヘ
 シ

夕	食	毎	日	馬鈴薯	骨子拔キタル炊煮羊肉	麵	馬鈴薯	骨子拔キタル炊煮牛肉	麵	馬鈴薯	骨子拔キタル炊煮牛肉	麵	馬鈴薯	野菜スープ(牛肉)	馬鈴薯	野菜スープ(牛肉)	麵	野菜スープ(牛肉)	馬鈴薯	野菜スープ(牛肉)	麵	野菜スープ(牛肉)	
夕	食	毎	日	馬鈴薯	骨子拔キタル炊煮羊肉	麵	馬鈴薯	骨子拔キタル炊煮牛肉	麵	馬鈴薯	骨子拔キタル炊煮牛肉	麵	馬鈴薯	野菜スープ(牛肉)	馬鈴薯	野菜スープ(牛肉)	麵	野菜スープ(牛肉)	馬鈴薯	野菜スープ(牛肉)	麵	野菜スープ(牛肉)	
				十二	三	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二
				オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン
				ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
				一	六	一	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二	六	十二
				オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン	オン
				ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト

第二條 以上ノ食ハ之レヲ左ノ如ク調製スヘキモノトス

* 既決女囚中之レヲ望ム者ニハスエットプツチングト共ニゴールドデンスイラツプ(金色舍利別)ニオンスヲ給スルコトヲ得
 但シ此製法ハ典獄及ヒ醫官ノ考ヘ次第ニテ女囚ニハ多少變更スルコトヲ得
 麵類……………粗製ムブラン及ヒ細製ノボラード百分ノ十二ノ外小麥粒ヲ白ニテ挽キタル碾割麥粉ヲ合セ製ス
 ボリツヂ……………一パイントニ付粗製ノ蘇格蘭オートミール三オンス附鹽
 ミルクボリツヂ……………一パイントニ付粗製ノ蘇格蘭オートミール三オンス牛乳一パイントノ四分ノ一附鹽
 グルーエル……………一パイントニ付茶一オンスノ六分ノオ牛乳二オンス鹽一オンスノ四分ノ三
 茶……………一パイントニ付アドミラルテューコ、ア一オンスノ四分ノ三牛乳二オンス砂糖一オンスノ四分ノ三
 コ、ア……………一パイントニ付アドミラルテューコ、ア一オンスノ四分ノ三牛乳二オンス砂糖一オンスノ四分ノ三

牛乳……………新鮮ニシテ浮泡ヲ抄ハサル牛乳

牛酪又ハマーガリン……………品質精良ノ證印ノアルモノ
 スエットプツチング……………一ポントニ付ビーフスエット二オンス白麥粉又ハ並碾割粉ハオンス
 男囚ニ給スル豌豆スープ……………一パイントニ付細潰豚肉四オンス割リタル豌豆四オンス葱一オンス酢胡椒 鹽一オンス四分ノ一
 野菜スープ……………一パイントニ付食ノ已決男囚ニハ牛肉ノクロツド肩 部脚 部又ハ皮ノ何レカヲ八オンスノ割合ニ食及ヒ
 と食ノ已決男囚ニハ八オンスノ割合コノ外パイルレー(眞球形大麥)一オンス新シキ野菜二オンス葱一オンス麥粉一
 オンスノ八分ノ一ノ附胡椒及ヒ鹽
 汁……………煎煮シタル羊肉ヲ之ニテ作りタル汁ニ浸シ葱半オンスニテ風味ヲ加ヘ麥粉一オンスノ六分ノ一ニテ濃グス
 附胡椒及ヒ鹽

同……………煎煮シタル牛肉ヲ之レニテ作りタル汁ニ浸シ右ノ如ク味ヲ附ケ又濃厚ニス
 罐詰シタル炊煮肉……………證印アリ且ツ品質精良ノコロニアアルビーフ又ハ豆米利加牛肉若ハ羊肉此肉ハ決シテ炊煮シ又ハ煮沸スヘカ
 ラス罐ニアルマ、ノ冷エタルヲ給スヘキモノトス
 豆……………青キマ、ノ穀ヲ剥キタルハリコツトビーンズ又ハプロードビーンズカウインドソルビーンズ

骨子拔キタル炊煮牛肉……………若シ必要ノ生セシトキハ罐詰ニシタルコロニアアルビーフ又ハ亞米利加牛肉又ハ羊肉ヲ同量ノ炊煮シタ
 ル英吉利牛肉又ハ羊肉ニ代用スルコトヲ得 又場合ニヨリテハ生ノ炊煮魚肉八オンス又ハ鹽漬ノ炊煮魚肉十二オンスヲ炊
 煮牛肉又ハ羊肉四オンス若クハ同シ割合ニテ他ノ肉ニ代用スルコトヲ得
 馬鈴薯……………生ノ野菜又ハ米ヲ炊煮シタル後其量目相等シキ馬鈴薯ニ代用スルコトヲ得 但シ米ヲ馬鈴薯ニ代用スルトキハ
 成ヘク節シテ之レヲ用フヘク 又之レヲ用ヒタルトキハ成ヘク同シ割合ノ生ノ野菜ト混合スヘシ

生ノ野菜……………生ノ野菜ヲ購求シカタクキ場合ニハ通常ノ監獄食トシテ用フル生ノ野菜一オンスノ代リニ保存シタル混合野菜一
 オンスノ四分ノ一ヲ用フルコトヲ得

第三條 病囚ニ給スル病監食ハ左ノ如シ

朝	食……	通 常 食	粥	汁	下 等 食	
午	食……	麵 麩 八 オンス 茶 一 パインス 但シ茶一パイントノ六分ノ一 砂糖一オンスノ四分ノ三 牛乳二オンスヲ含ム 肉五オンス(炊蒸シタル者) 馬鈴薯 八 オンス 野 菜 四 オンス 麵 麩 六 オンス 鹽 半 オンス	白 麵 麩 一 オンス 牛 乳 一 パイメント	但シ米二オンス鶏卵一個 牛乳十オンスヲ含ム 又ハ バターブツゲンク 但シ麥粉三オンス鶏卵一個 牛乳十オンスヲ含ム 又ハ カスタードブツゲンク 但シ鶏卵一個牛乳十オンス 含ム	麵 麩 六 オンス 茶 一 パイント	麵 麩 六 オンス 茶 一 パイント
夕	食……	麵 麩 八 オンス 茶 一 パイント	白 麵 麩 六 オンス 牛 乳 一 パイメント	麵 麩 六 オンス 茶 一 パイント	麵 麩 六 オンス 茶 一 パイント	

病監食物制註

炊蒸肉ハロースト、ベーク、スチユイ、又ハボイルシタル生ノ牛肉若クハ羊肉タルヘキコト 煮沸シタルキハ其肉ニテ作りタル汁ニシテ粉一オンスノ六分ノ一ニテ濃厚ニス被半八オンスニテ味ヲツケ尚胡椒及ヒ鹽ヲ添フルコト

鳥食兎肉又ハ魚肉ヲ毎食八オンス(炊蒸セスニ)ノ割合ニテ炊蒸肉五オンス又ハ四オンス(炊蒸セスニ)ノ割合ニテベーコンニ代用スルコトヲ從 又サゴイ又ハタビオカチ以テ米ニ代用スルコトヲ得
ブツゲンクヲ甘クスルタメ砂糖半オンス乃至一オンスヲ用フルコトヲ得
ビーフ茶ハ骨ヲ抜キタルリーンビーフ十六オンス冷水一パイント半ニテ一パイントニ製スルコト
マスタード及ヒ胡椒ハ必要ノトキ毎因ニ給スルコトヲ得
特別ノ場合及ヒ醫療上ノ慰安食ハ醫官ノ必要ト認メタルトキ之レヲ患者ニ給スルコトヲ得

第四條 行狀不良又ハ怠惰ノ已決因ニ給スル食ハ左ノ如シ

- 第一 食
- (一) 三日間又ハ三日間以內給スルコトキ 一日分麵麩一ポント 附 水
 - (二) 三日間以上給スルコトキ 一日分麵麩一ポント 附 水
 - (三) 一日分麵麩一ポント 附 水
 - (四) 男女ニ準シテ地方監獄ノ食 但シ三日毎ニ變更スルコト
 - (五) 此食ヲ命スル期間ハ一期間ニ付十五日ヲ超過スルヲ得ス
 - (六) 麵麩ト水トノミヲ給スル已決因ニハ其期間如何ナル作業ノ科程ヲモ之レニ強ユルヲ得スニ但シ監房ニ於テ適當ナル作業ヲ選擇セシメ從事セシムルハ之ヲ許可スルコトヲ得
 - (七) 第一食ヲ給セラレタル已決因ハ第一食ニ於テ得因人ノ經過スルコト等シキ期間ヲ終了スルニアラサレハ新シキ犯則ノ爲メニ引續キ此食ヲ給スルコトヲ得ス

日々作業ノ科程ニ服役スル囚人ニ對シテハ

- (ハ) 二十一日間又ハ二十一日間以內左ノ食ヲ給ス
- 朝 食……
- 午 食……
- 馬鈴薯 三オンスヲ含ムポリーツチ一パイント
- 麵 麩 八 オンス
- 馬鈴薯 八 オンス
- 麵 麩 八 オンス

(ト) 夕 食……………麵 麩 八 オンス
 二十一日間以上第二食ヲ給スルトキハ初メノ三週間及ヒ第五週後ハ右ノ如クナルヘク 第四週間ハ男女ニ準シテ地方監獄ヲ食ヲ給スヘシ
 第二食ヲ命スル一期間ハ四十二日ヲ超過スルヲ得ス
 引續キ二十一日間此食ヲ給シタル已決囚ハ一週間ノ期間隔ヲ終了スルニアラサレハ再ヒ此食ヲ給スルコトヲ得ス
 已決囚若シ第二食ヲ給セラル、間ニ過失犯アリタルトセハ第二食ハ一時之レヲ中止シ三日間以内之レニ第一食ヲ給スルコトヲ得
 第一食ニ於テ判定シタル期間終了シタルトキハ最初ノ食ニ復スヘク而シテ第一食ニ於テ經過シタル期間ハ最初第二食ニ於テ判定シタル期間ノ内ニ算入セス

地方監獄 食

朝 食……………毎 日	男		女	
	一	二	一	二
麵 麩……………	八	六	六	一
グルーエル……………	一	六	一	六
日 曜 日	八	六	六	一
麵 麩……………	六	六	六	一
馬 鈴 薯……………	八	六	八	六
月 曜 日	六	六	六	一
麵 麩……………	四	六	三	八
罐詰ニシタル炊煮肉……………	八	六	八	六
馬 鈴 薯……………	二	八	一	八
火 曜 日	六	六	六	一
麵 麩……………	八	六	八	六
馬 鈴 薯……………	二	八	一	八
ス ー プ……………	六	六	六	一
豆……………	二	八	一	八
フアットベーク……………	六	六	六	一
ス ー プ……………	八	六	八	六

午 食……………毎 日	男		女	
	一	二	一	二
水 曜 日	六	六	六	一
麵 麩……………	八	六	八	六
馬 鈴 薯……………	六	六	六	一
木 曜 日	十	八	八	六
ス エ ッ ト プ ッ チ ン グ……………	六	六	六	一
麵 麩……………	八	六	八	六
馬 鈴 薯……………	六	六	六	一
金 曜 日	四	六	三	八
骨子炊キタル炊煮牛肉……………	八	六	八	六
麵 麩……………	六	六	六	一
馬 鈴 薯……………	八	六	八	六
土 曜 日	一	六	一	八
ス ー プ……………	六	六	六	一
麵 麩……………	八	六	八	六
馬 鈴 薯……………	六	六	六	一
ス エ ッ ト プ ッ チ ン グ……………	八	六	八	六
麵 麩……………	十	八	八	六
ホーリッシュ……………	八	六	八	六
グルーエル……………	一	六	一	八

第五條 典獄ノ處理スル權能アル犯則ニ關シテハ行狀不良及ヒ怠惰ノ已決囚ニ對シ典獄ハ十四日以内

第二食ニ罰スルコトヲ得

第六條 已決囚個々ノ食ハ病舎ノ患者ヲ除キ醫官ノ勸告書ニヨリ或ハ増加シ或ハ變更シ若クハ甚シク其食物ヲ餘ス已決囚ニアリテハ之レヲ減スルコトヲ得

第七條 千八百九十九年四月二十一日内務大臣ノ制定シタル規則第二十條第七十四條(ハ)同(ニ)及ヒ第七十六條(ニ)ハ爾後之レヲ删除ス

稟 告

故久木田蘇平氏の遺族へ左の諸君より寄贈せられたる頭書の弔慰金領收致候

鹿兒島 久保直一

金五十錢

伊藤俊光
大橋安太
大橋直太
柳田直熊

鈴木信彌
吉野直次郎
小倉吉次郎

加藤勝次郎
河保政次郎
引野信次郎

安松虎雄
鈴木正次郎
田村英吉

逸見祐之助
毛利藤二
德久龜市

金三十錢

村上龜雄
谷田之助
松隈房吉
中村國吉
白井勇松
大野四郎

志賀親七
伊集院藤七
大谷友次郎
木原定馬
松木庄衛郎

吉田省三
大沼正吉
山本鐵二
香川又喜郎
長谷川次郎
秋元源次郎

河村鑄太郎
國分萬次郎
永田權一
佐田吉一

鈴木重静
尾木安太郎
伊集院正一
伊集院正一

金二十錢

河野篤次郎

角田重美

松本林太郎

會費送附方

局振 名込	宛 名	番地 肩書
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地

明治四十一年五月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行人

磯村政富

印刷人

磯村兌貞

發行所

監獄協會

印刷所

三秀舍

賣捌所

東京書院支店

東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地

東京市日本橋區本銀町一丁目七番地

東京市日本橋區美土代町貳丁目壹番地